



## はじめに

小平市では、平成15年に「小平市青少年育成プラン」を策定し、各種施策に取り組んでまいりました。この「小平市青少年育成プラン」の計画期間が平成19年度で最終年度を迎えることから、このたびプランの見直しを行い、第2次となる「小平市青少年育成プラン」を策定いたしました。

近年、わが国では少子高齢化という人口構造の急激な変化の下、情報化、国際化、消費社会化が進行し、青少年をとりまく環境も変化してきております。特にここ数年、情報化の進展は目覚ましいものがあり、パソコンや携帯電話の普及に伴い市民生活が向上する一方、インターネット、メールなどによって青少年が犯罪に巻き込まれるといった新たな問題も発生してきております。

また最近では、青少年の自立ということも話題となってきており、自分の意見をもち、他者を理解し、他者に働きかけ、家庭や社会のために自ら行動する、積極的、能動的な青少年を育成していくことが必要となってきております。

このような社会情勢の変化を視野にいれながら青少年の施策を展開していくことが必要であると考えています。

「児童憲章」には「児童は、人として尊ばれる。」「児童は、社会の一員として重んぜられる。」「児童は、よい環境のなかで育てられる。」ということが書かれています。小平市の青少年の育成にあたっては、この精神を基本に施策を展開していくことが大切であると考えております。また次代を担う青少年は、夢と希望を持って、自己の持つ能力や個性を伸ばし、心身ともに健やかに成長することが必要です。このように青少年が健全に育成されるためには、家庭、学校、職場、地域社会及び行政機関がお互いに連携、協力を図っていくことが大切です。今後ともぜひ、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

今回のプランの策定にあたっては、市民の意見を聞くほか、青少年の意識・実態調査を行い、青少年の声についても反映しております。

最後になりましたが、プラン策定にあたり御尽力いただきました、小平市青少年センター運営等協議会の委員をはじめ、本プランの策定にご協力をいただきました皆様から感謝を申し上げます。

平成20年3月

小平市長 小林 正 則



# ● ● 目 次 ● ●

## 第 1 章 策定にあたって

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 第 2 章 青少年育成の流れと現状

- 1 青少年育成の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
  - (1) 国との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
  - (2) 東京都との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
  - (3) 市の総合計画と青少年育成に関するそのほかの計画・・・ 9
- 2 小平市の青少年の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
  - (1) 家庭について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
  - (2) 学校について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
  - (3) 地域について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
  - (4) 環境について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

## 第 3 章 青少年育成の視点

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 3 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

## 第4章 施策の展開

- I 健康ではつらつとした青少年の育成をめざして  
…「ひと」の視点から
  - 1 いきいきと学び、豊かな心を育みあう・・・・・・・・・・ 33
  - 2 青少年の様々な活動の推進・・・・・・・・・・ 37
  - 3 自立した生活の向上・・・・・・・・・・ 41
  
- II 安全・安心でいきいきとした暮らしをめざして  
…「暮らし」の視点から
  - 1 地域社会との交流・・・・・・・・・・ 43
  - 2 文化の継承と創造・・・・・・・・・・ 49
  - 3 相談機能の充実・・・・・・・・・・ 52
  - 4 安全の確保・・・・・・・・・・ 55
  
- III 快適でほんわかとする環境をめざして  
…「まち」の視点から
  - 1 施設・設備の整備と充実・・・・・・・・・・ 59
  - 2 青少年の居場所の充実・・・・・・・・・・ 62

## 第5章 推進体制と進行管理

- 1 市における連携・・・・・・・・・・ 67
- 2 青少年育成機関、地域の組織等との連携・・・・・・・・・・ 68
- 3 他計画との連携・・・・・・・・・・ 70

## 第6章 参考資料

○児童憲章	73
○児童の権利に関する条約	74
○東京都青少年の健全な育成に関する条例	83
○小平市青少年問題協議会条例	95
○小平市青少年問題協議会委員名簿	97
○小平市青少年対策関係機関連絡会議要綱	98
○小平市青少年センター運営等協議会設置要綱	100
○小平市青少年センター運営等協議会委員名簿	102
○「第2次小平市青少年育成プラン」策定経過	103



# 第1章 策定にあたって





# 第1章 策定にあたって

次代を担う青少年が、夢と希望を持って、自己の持つ能力や個性を伸ばし、心身ともに健やかに成長することは市民の願いです。

## 1 目的

確かな将来を維持していくためには、青少年の健全な育成が重要です。そして青少年の健やかな成長を支援していくためには、家庭、学校、職場、地域社会及び行政機関がお互いに連携、協力しながら、それぞれの役割を發揮し、一体となって総合的・計画的に青少年施策を推進していく必要があります。

「小平市青少年育成プラン」は、平成15年に、「小平市新長期総合計画・後期基本計画」に基づいた青少年育成部門の計画として策定されました。

策定以降、少子高齢化や情報化、国際化等もますます進行しています。家庭をはじめ、学校、職場、地域、情報、消費の場など青少年を取り巻く環境も影響を受けるとともに、価値観の多様化が進み、生活における選択肢も広がっています。一方、国でも「青少年育成施策大綱」を策定し、青少年の育成に係る政府としての基本理念と、施策の方向性を明確に示し、幅広い分野にわたる施策の総合的かつ効果的な推進を行っています。

このような社会情勢の変化や国の動向などを視野に入れながら、引き続き青少年の育成を実践していくために平成15年策定のプランを改定し、第2次となる「小平市青少年育成プラン」を策定するものです。

## 2 計画の期間

本プランの期間は、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間です。なお、上記期間中においても、社会情勢の変化等により、必要が生じれば、それに応じて見直し、部分的変更、付加等を行うこととします。

## 3 対象

本プランにおける「青少年」は、主に 6 歳から 18 歳を対象としていますが、0 歳から 24 歳を視野に入れて策定しています。

本プランの策定にあたっては、小平市青少年センター運営等協議会の意見（提言）を踏まえるとともに、平成 18 年度に実施した「小平市青少年の意識・実態調査」（以下、「青少年の実態調査」とします。）などにより、青少年をはじめ市民の方々の声を反映しています。

## 第2章 青少年育成の流れと現状



## 第2章 青少年育成の流れと現状

平成元年、国連総会で「児童の権利に関する条約」が採択され、日本では、平成6年に締約、批准しました。この条約は子どもの人権の尊重、保護及び福祉の推進、条約の広報等について規定したものです。

すべての子どもが、人種・民族・性別・出身・障がい等を問わず「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」など、人権や生命を尊重する精神を踏まえながら、子どもの権利について関心を高め、さらに権利行使を保障することが今日の課題となっています。

このような条約の締結を背景に、国や東京都でも青少年育成に関する各種の活動が行われています。

市でも、本プランの策定をはじめとして、様々な機会での啓発活動を通し、青少年の意見を聴いたり、青少年の視点を取り上げたり、青少年にとって有意義な参加の機会を増やすなど、様々な取組を進めています。

## 1 青少年育成の流れ

青少年施策に関しては、様々な分野や立場から取組がなされています。市でもこれらの状況を十分に把握しながら、地域の実情に即した施策を展開していきます。

### (1) 国との関係

国の青少年施策は、青少年を保護し、教育するということ、あるいは非行防止対策といった施策だけでなく、社会的自立を促進するため、自己実現を図る主体として青少年を支援する方向へと向かっています。

国では、青少年の健全育成に関する事項の企画・立案及び総合調整、関係行政機関の事務の連絡調整等に関する事務について、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）が所掌しています。そして、次代を担う青少年の育成に関する施策について、関係行政機関相互間の緊密な連絡を確保するとともに、総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とし全閣僚を構成員とする「青少年育成推進本部」を設置しています。この推進本部により、平成 15 年 12 月 9 日に、政府の青少年育成の基本理念と施策の中長期的な方向性を示す「青少年育成施策大綱」が策定されました。

「青少年育成施策大綱」では、市とのかかわりについて、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係する青少年の健全な育成の取組が、国民的な理解と広がりを持ったものとなるよう、市の取組を尊重するということが盛り込まれています。

### (2) 東京都との関係

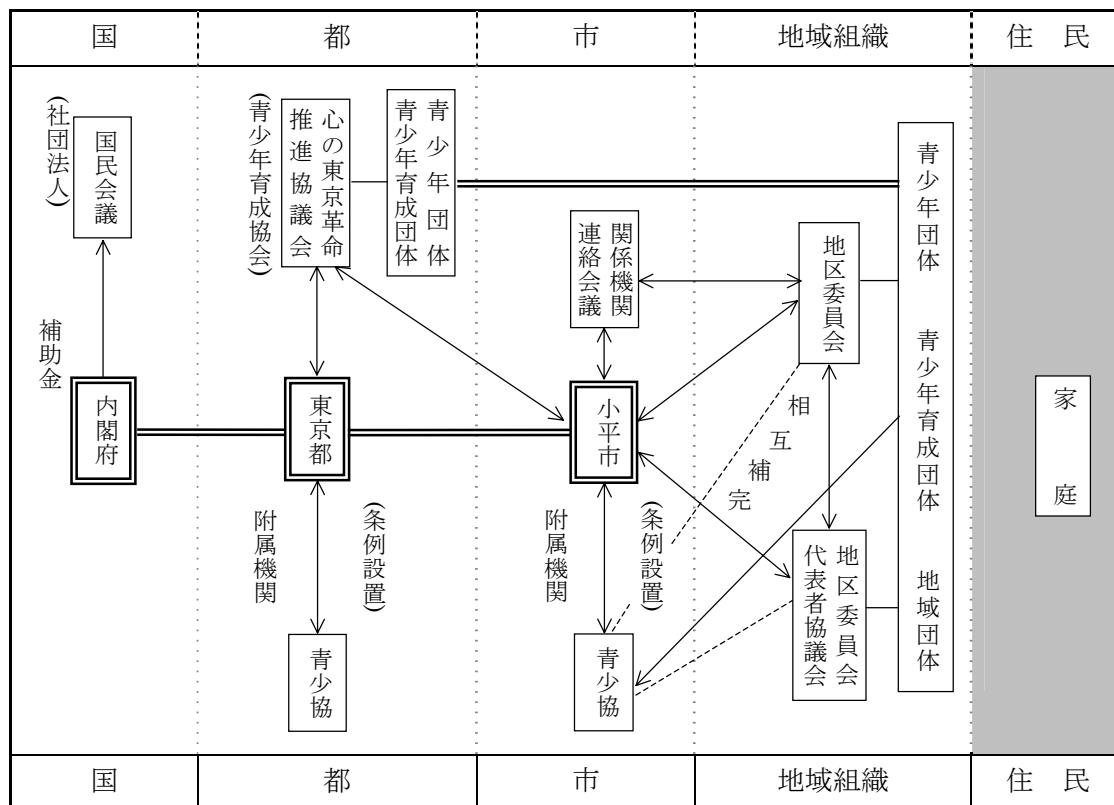
東京都では、昭和 39 年、青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的として「東京都青少年の健全な育成に関する条例」が制定されました。

また、平成 12 年 8 月には、親と地域の大人たちが責任をもって、正義感や倫理観、思いやりの心を育み、人が生きていく上での当然の心得などを次代を担う子どもたちに伝えていくために、「心の東京革命行動プラン」が策定されました。

この中で、区市町村は「家庭、学校、地域における取組をサポート」する「住民にもっとも身近な自治体」として重要である、と位置づけられ、子育て支援や家庭教育、学校教育、健全育成活動といった活動を通して、地域の特性に応じた取組を行うことが求められています。さらに平成 16 年 8 月、関係各局の連携により総合的、かつ効果的な対策を実施し、総合的な青少年育成施策を推進するために「東京都青少年育成総合

対策推進本部」が設置され、平成17年6月には、都が都民、区市町村、事業者、青少年健全育成団体などと協働して、青少年の健全育成に取り組む総合的な推進体制をつくるため、「東京子ども応援協議会」が設立されました。

<青少年施策の組織図>



※青少年協：青少年問題協議会

### (3) 市の総合計画と青少年育成に関するそのほかの計画

本プランは、総合計画である「小平市第三次長期総合計画-こだいら21世紀構想・前期基本計画」に基づく青少年育成部門の計画として策定しています。本プラン以外にも、「小平市次世代育成支援行動計画」をはじめ、様々な計画で青少年の育成について触れられています。今後もこれらの計画との連携を図り、青少年の育成にあたります。

## 2 小平市の青少年の現状

21 世紀に入り、私たちは世界でも有数な豊かな社会の中で暮らしています。この豊かな社会は私たちの生活を日々変化させ、多くの利便性を導いてくれますが、青少年を取り巻く環境にも大きな変化をもたらしています。

平成 18 年に実施した青少年の実態調査とともに、青少年を取り巻く家庭、学校、地域、環境の変化について触れていきます。

### (1) 家庭について

#### (ア) 変化する地域と家庭、家庭と青少年の在り方

家庭は、青少年にとって最も大切な場です。家族とのふれあいの中で、基本的な生活習慣や、人への思いやり、善悪の判断、社会的なルールなどを身につけるためにも重要な役割を持っています。

少子高齢化や核家族化の進行、社会生活形態の複雑化などにより、地域内での近隣関係は希薄化し、それぞれの家庭が地域の一員としてではなく孤立した存在となり、またその家庭も家族のつながりが弱くなっています。親から子へ、地域から地域へと経験に基づく子育ての知識や方法が継承されにくいということがあります。

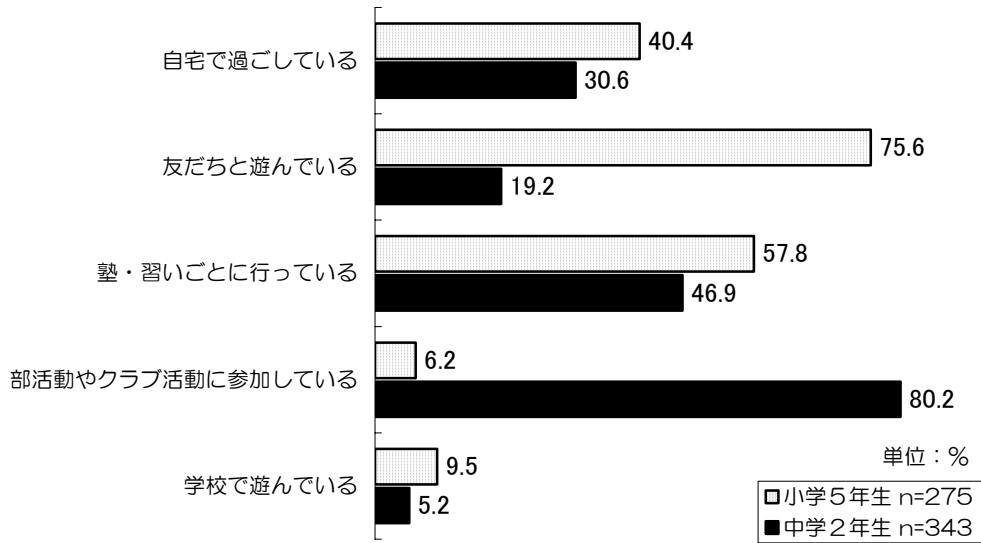
一方で、氾濫する情報社会の中で、子育てについても大量の情報が飛び交い、大きな不安を抱えたまま子育てが行われることが、過保護や過干渉、児童虐待や放任、子育て放棄といった現象に結びつくこともあります。

また、学校が終わった後も塾や習い事をするなど、青少年が自由に使える時間が減っており、使える時間も、テレビゲームやパソコンの急激な普及でひとり遊びをするケースが増え、大人社会の仕事中心のライフスタイルとあいまって、家族が時間を共有する機会が少なくなっています。

青少年の実態調査において、放課後の過ごし方について尋ねたところ、小学 5 年生では「友だちと遊んでいる」、中学生では「部活動やクラブ活動」との回答が目立ちますが、「塾・習い事に行っている」との回答も半数前後見られます。



### ●放課後の過ごし方



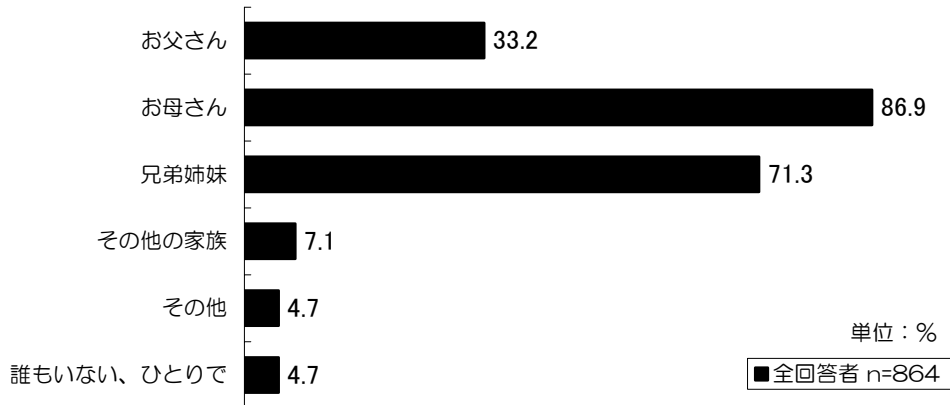
<資料：小平市青少年の意識・実態調査（平成18年）>

青少年の実態調査においては、夜の食事を共にする人について尋ねたところ、8割の青少年が母親ととっていますが、父親とは3割程度しかとれておらず、「誰もいない、ひとりで」との回答も約5%あります。

その結果、食事をひとりで食べる「個食・孤食」や、睡眠時間をはじめとする家庭生活のリズムの乱れなどの問題に見られるように、心身の発達に最も重要な食事や、家庭で行われるべき基本的な生活習慣の形成も十分に行われなくなる傾向にあります。

また、最近では、倫理観や社会規範意識に欠ける青少年による問題行動が指摘されるようになりました。

### ●夜の食事を共にする人



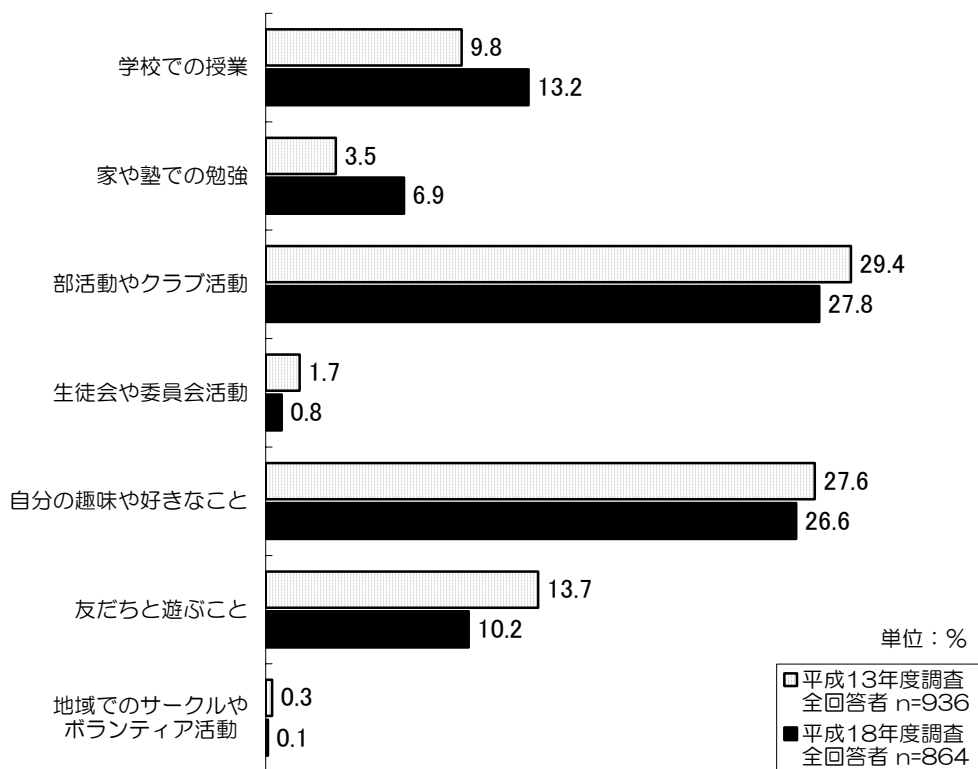
<資料：小平市青少年の意識・実態調査（平成18年）>

## (イ) 価値観の多様化

物質的な豊かさを手に入れ、様々な手段で情報を入手することが可能となり、社会には多様な価値観があふれ、様々な生き方を選ぶことが可能になりました。

青少年の実態調査の「生活の中で最も力を入れていること」では、「学校での授業」や「家や塾での勉強」という回答が5年前の調査より増加し、「友達と遊ぶこと」や「生徒会や委員会活動」、「地域でのサークルやボランティア活動」といった回答は減少しています。それぞれがそれぞれの価値観を形成していく青少年期では、勉強を通して学ぶことはもちろん大切ですし、それと同様に様々な経験ができることも欠かせません。

### ●生活の中で最も力を入れていること（経年変化）

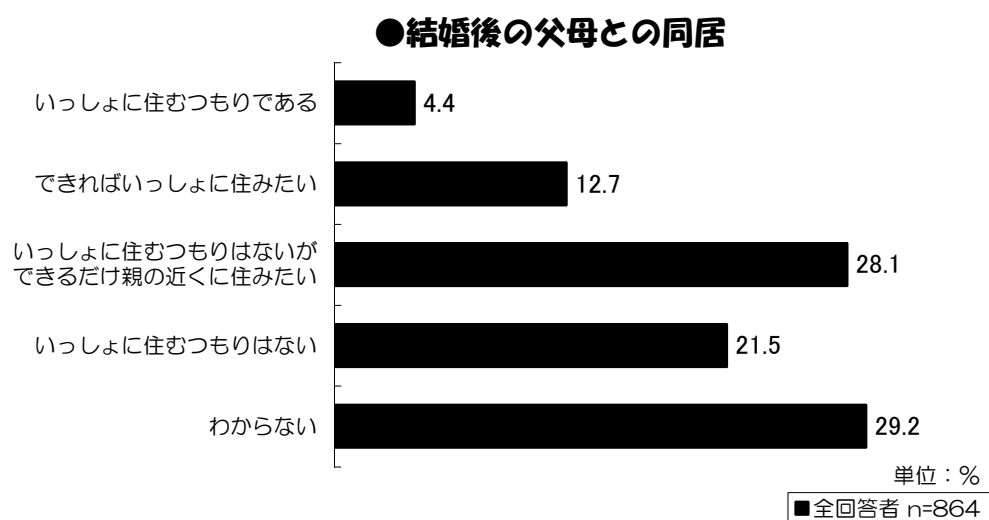


<資料：小平市青少年の意識・実態調査（平成18年）>

中には、価値観の多様化や個性重視という、ことばの都合のよい面だけを捉え、「何をしてもいい」、「嫌いなことや不得意なことはしなくてもいい」といった極端な考え方を持ってしまうこともあります。他者との協力や思いやりを持つことが大切です。

また、若い世代の結婚観や家庭観、子育て観等も大きく変化してきています。これは大きな問題となっている少子化の原因の一つとも言われています。核家族化や少子化の進行をはじめとする社会環境の変化により、青少年同士が集まり、その中で社会性を身につけていく機会は減少し、親の過保護や子どもに対する過干渉、規範意識についての問題も見られるようになりました。さらに親に依存して暮らす若者が増加するなど、青少年にとって自立心や社会性を身につけることが難しくなっているということもあります。

青少年の実態調査では、結婚後の父母との同居の希望について聞いたところ、「いっしょに住むつもりである」、「できればいっしょに住みたい」の回答は、合わせて2割以下となっています。



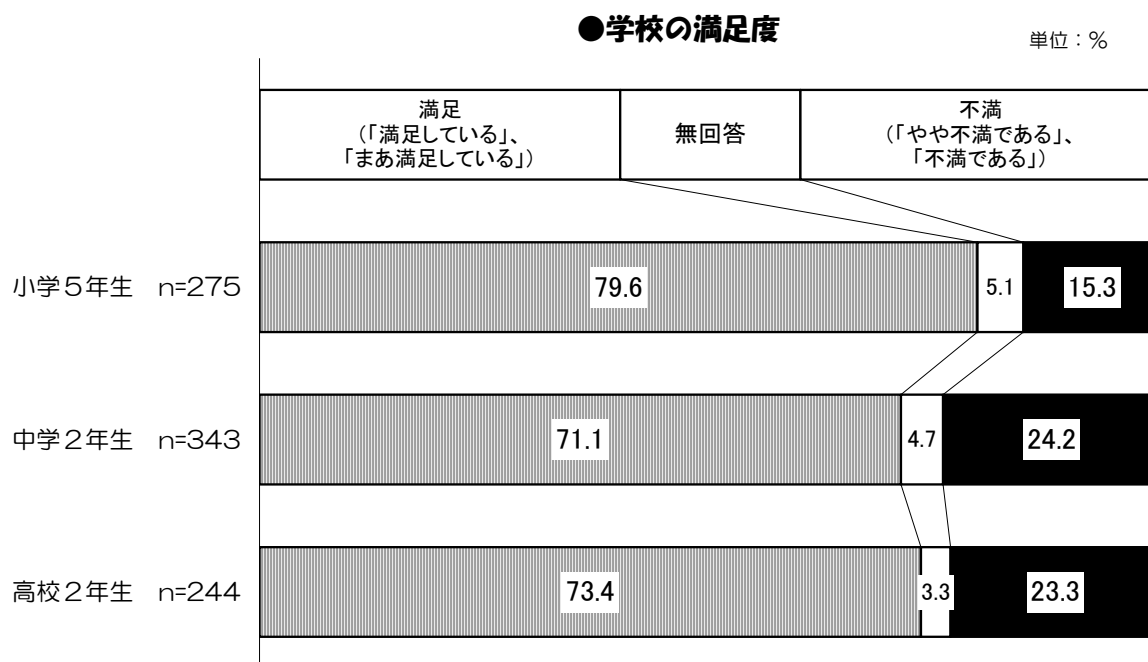
<資料：小平市青少年の意識・実態調査（平成18年）>

## (2) 学校について

### (ア) 学校と家庭、地域

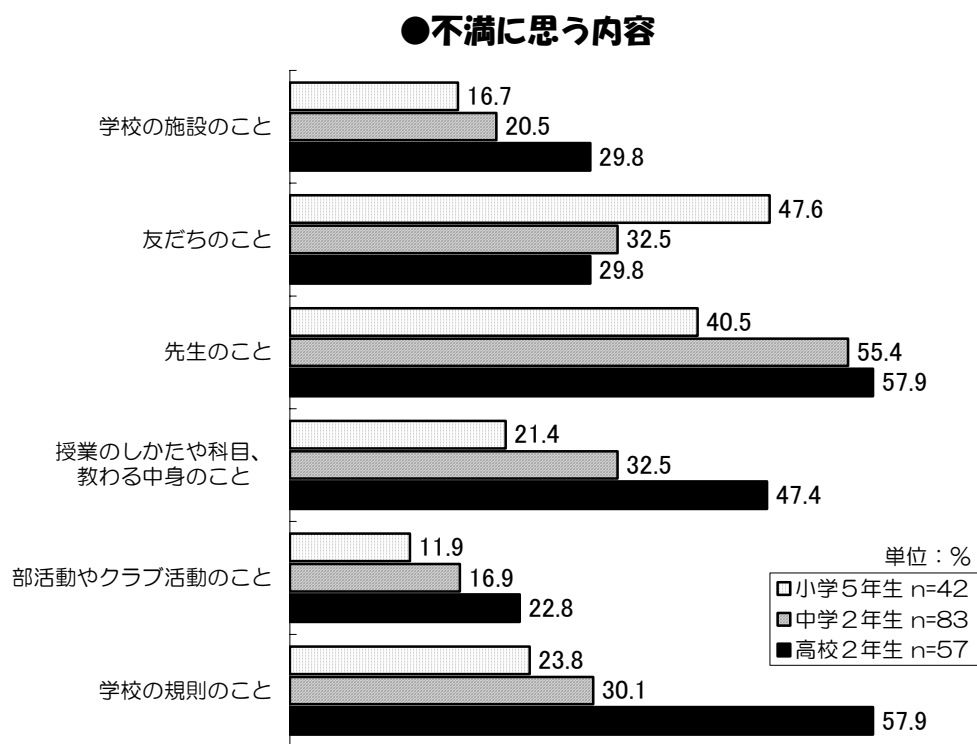
学校は青少年期において、時間の面からも生活の面からも大きな比重を占め、人間形成において重要な場でもあります。青少年の育成を考えるにあたり、学校の機能を改めてとらえ直し、家庭や地域とともにその力を十分に発揮することが必要です。

近年の学校教育は次々に起こる新しい課題に対応する力が求められています。青少年の実態調査では、学校への満足度は小学生、中学生、高校生とも7割台とおおむね高いと言えるものの、同時に満足と回答していない生徒も一定数存在しています。



<資料：小平市青少年の意識・実態調査（平成18年）>

さらに同調査で、不満に思う内容について尋ねたところ、小学生では「友だちのこと」、中学生では「先生のこと」との回答が最も多く、人間関係についての悩みであることが分かります。高校生では小学生・中学生に比べ「学校の規則のこと」が高くなっています。



<資料：小平市青少年の意識・実態調査（平成18年）>

一方、最近では家庭や地域における教育力が低下し、本来家庭で行われるべき基本的な生活習慣のしつけや、地域社会の中で培われるべき人間関係までも学校に求めるケースが見られます。また、こうした教育力の低下はいじめや不登校といった青少年の問題行動を発生させる一つの要因ともなっており、その対応が学校の大きな負担となっています。

## (イ) 学校開放と子どもたちの安全性

学校を地域に開放したり、少子化による余裕教室の効果的な利用という観点などからも、学校の開放が始まっています。学校の開放については管理運営面などで進めにくい部分もありますが、異世代間の交流や放課後の青少年の居場所づくりなど、青少年育成が抱える多くの問題の解決に結び付く大きなテーマです。

また、青少年の実態調査にもあるような不審者の出没などの問題に対しても、学校に地域の人がルールに従って集まることは、多くの大人の目で子どもの安全を見守ることで学校の安全性を高めることが期待できます。

### ●安心、安全な暮らしについて（自由回答から）

学校や小平市の施設、市役所、また自分たちのまわりにおきていることなどについて、意見や考えていること、気になっていることなど、自由に書いてください。

#### 【不審者や犯罪について】（主な意見）

- ・ 不審者が出る。不審者に対応してほしい。(17件)
- ・ 犯罪が多い。犯罪がないまちになってほしい。(9件)
- ・ 防犯ベルなどを配布してほしい。(小学生)
- ・ 交番を増やすといいと思う。(小学生)
- ・ 見回りが、地域まかせになりすぎているような気がする。(中学生)

<資料：小平市青少年の意識・実態調査（平成18年）>

全国的にも学校敷地内へ不審者が侵入した事件を契機に学校の安全対策の強化が求められており、学校の開放と、青少年の安全性の確保の両立が大きな課題といえます。

### (3) 地域について

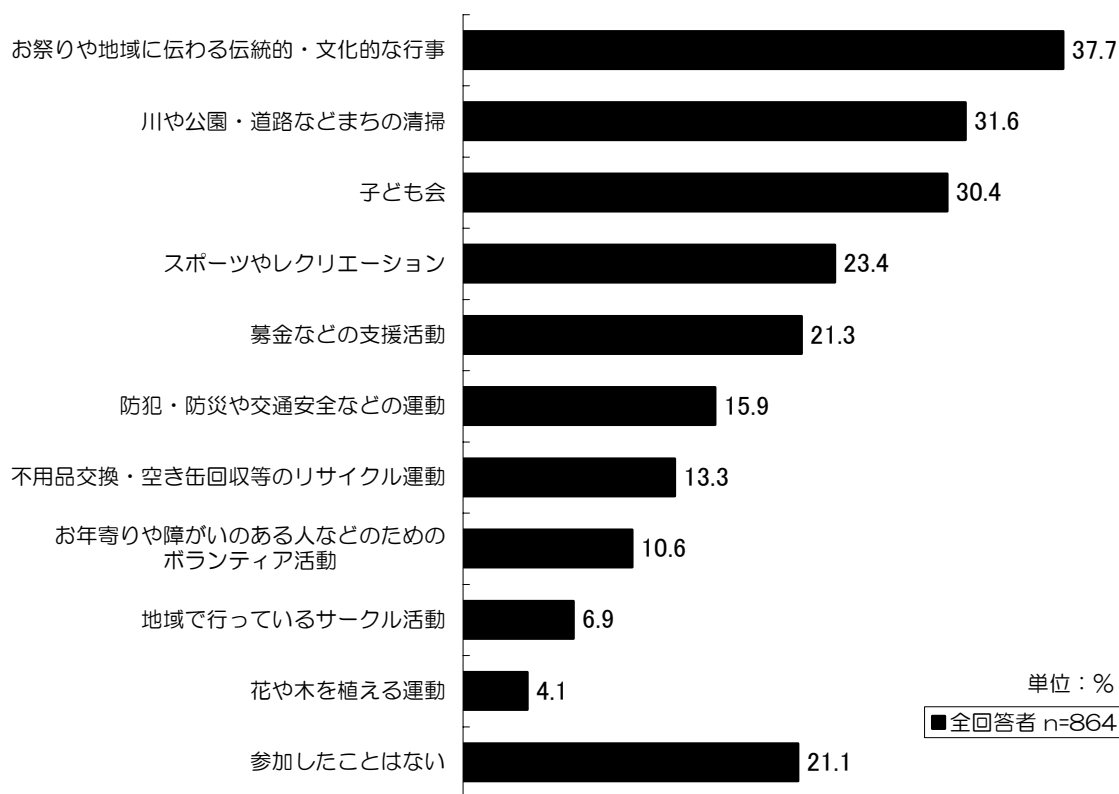
#### (ア) 「地域」の再認識

かつては、地域社会において地域の大人が近所の子どもにも関心を払い、叱ったり面倒をみたり、困った時には助け合うなどのかかわりが日常生活のあらゆる面においてありました。また、青少年の世代においても、異なる年齢の子どもたちが集まり、その中で年上の方が行動の模範を示すような「地域の教育力」とも呼べる力が機能していました。

しかし、近年の産業構造の変化に伴う都市化の進行から、物質的には豊かな生活をもたらされたものの、これまでの地域における近隣との関係は希薄化し、個々人の中における地域への関心が薄れつつあります。

青少年の実態調査でも、地域活動への参加経験について、「お祭りや地域に伝わる伝統的・文化的な行事」が最も高い値を示しましたが、4割以下にとどまり、一方、どの行事にも「参加したことはない」という回答も2割見られます。

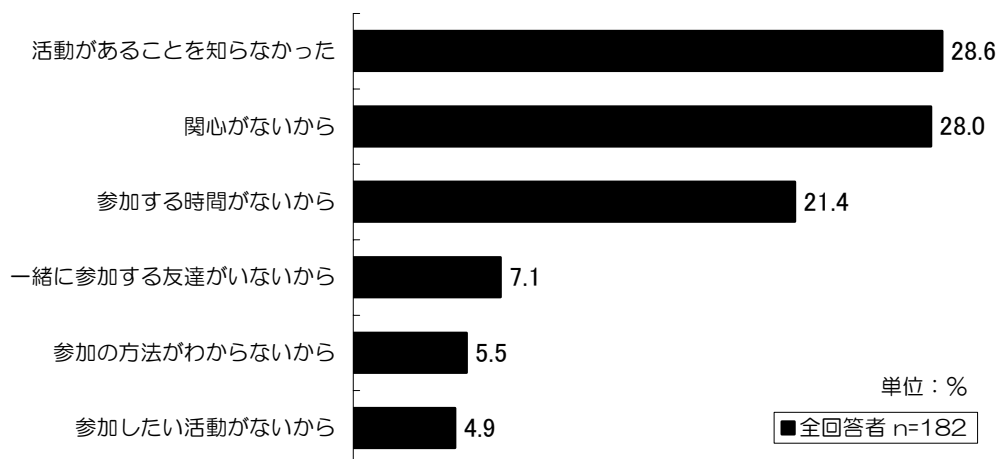
#### ●地域活動への参加経験



<資料：小平市青少年の意識・実態調査（平成18年）>

また、同調査で、地域活動に参加していない青少年についてその理由を尋ねたところ、「活動があることを知らなかった」、「関心がないから」が上位を占めています。大人の立場からも地域に積極的にかかわり、様々な活動を通じて交流の機会を作り出していくことが求められています。

### ●地域活動に参加しなかった理由



<資料：小平市青少年の意識・実態調査（平成18年）>

このように、かつての「地域」と現在の「地域」の在り方には変化が生じています。私たちは現在の地域の在り方を十分踏まえた上で、いかなる時代も変わらない、他人を思う気持ちを大切に、新しい時代に見合った地域の在り方を考えていく必要があります。





## (イ) 青少年と居場所

路上や空き地で遊ぶ子どもの姿は、以前に比べるとほとんど見ることができなくなりました。車社会の進展で、路上で遊ぶことは危険なことになっていますし、地域開発が進み、子どもが遊ぶのに十分な広さの空き地も少なくなってきました。一方、まちには公園やグラウンドなど、たくさんのスペースは存在しますが、青少年が自由な発想で好きなことをして過ごすことができる場所とはなっていません。青少年の実態調査では、「スポーツのできる公園」の希望がとて多くなっています。

### ●公共の施設について（自由回答から）

学校や小平市の施設、市役所、また自分たちのまわりにおきていることなどについて、意見や考えていること、気になっていることなど、自由に書いてください。

#### 【公園（運動施設）】（主な意見）

- ・ 気軽にスポーツができる広い場所（室内、屋外）がほしい。（27件）
- ・ （具体的な）運動施設を整備してほしい。（18件）
- ・ 施設が遠い。利用手続きが取りづらい。（4件）

#### 【公園（その他）】（主な意見）

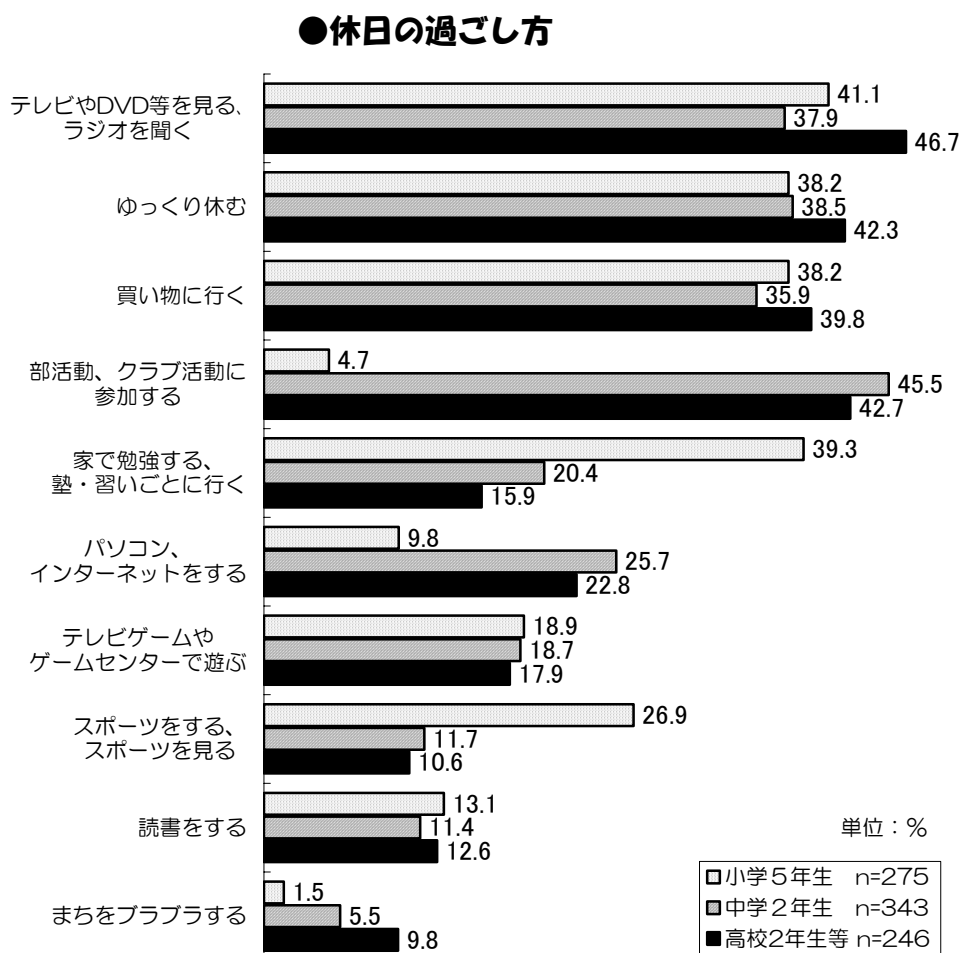
- ・ 公園の数や広い公園を増やしてほしい。（15件）
- ・ 公園の施設を整備してほしい（遊具トイレ等）。（9件）
- ・ 公園でさまざまなことができるようにしてほしい（ドッグラン、花火、イルミネーション等）。（6件）

#### 【地域センター、児童館、図書館】（主な意見）

- ・ 地域センター、児童館を増やしてほしい。活用できるようにしてほしい。（23件）
- ・ 図書館を充実してほしい。（16件）

<資料：小平市青少年の意識・実態調査（平成18年）>

青少年の実態調査では休日の過ごし方として、中学生や高校生は部活動が目立ち、一方で「ゆっくり休む」との回答が約4割程度存在しています。家庭や学校以外の地域の中での居場所も必要です。



＜資料：小平市青少年の意識・実態調査（平成18年）＞

このような状況を受けて、市では青少年の自由な活動の拠点として平成16年に「小平市青少年センター」を設置しました。また、平成14年に花小金井南児童館を、平成19年には小川町二丁目児童館を設置しました。そして平成17年から「子どもつどいの広場」を地域センターなどに開設し、市内3箇所ですべて事業を行っています。今後も青少年が多種多様な活動や遊びを経験することができるように、青少年の視点に立ち、利用しやすい施設の在り方や新しい居場所について検討していく必要があります。

## (ウ) 変化する大人の意識

近隣の関係が希薄化し、個人主義的風潮が強まるにつれて、近所づきあいに消極的になる大人が増えており、大人の意識にも変化が見られます。

地域には、青少年の健全な育成を目的に様々な種類の団体が活動していますが、一方では指導者の高齢化や団体活動の弱体化が進むなどの問題を抱えています。

青少年の遊びや活動を温かく見守ることも大切ですが、場合によってはその活動に積極的にかかわり、その中で自立を促していくことも大切です。

また、大人自身の規範意識も大きく低下しており、自己中心的な行動をとったり、社会のルールを守らない大人が増えていると同時に、子どもたちが社会のルールから外れた行動を取っても無関心であったり、意識的にかかわらないということも見受けられるようになりました。

青少年の実態調査においても、大人のマナー、モラルについて指摘する声が上がっています。

### ●マナー、モラルについて（自由回答から）

学校や小平市の施設、市役所、また自分たちのまわりにおきていることなどについて、意見や考えていること、気になっていることなど、自由に書いてください。

#### (主な意見)

- ・ 青少年を対象にしている職業人として「タバコを吸うな」と指導している立場の先生が、まず手本となるべきだと思う。(高校生)
- ・ 大人はルールだ、マナーだ、あれこれ子どもに言うけど、まず最初にマナーを守れていない大人からなおしてほしい。なんだか説得力がない。(中学生)
- ・ ゴミのポイ捨てが多い。自転車に乗る人のマナーが悪い。電車の中で携帯電話を使う人(特に大人)が多い。みんな自分さえよければいいと思って、他の人の迷惑を考えなくなっていると思う。(中学生)
- ・ 信号無視する車が多い。(小学生)
- ・ 困っている人を助ける人が少ない。(小学生)

<資料：小平市青少年の意識・実態調査（平成18年）>

(4) 環境について

(ア) 情報化の進展とその対応

急速に進展した情報化社会に伴い、青少年を取り巻く環境も大きく変化してきています。中でもパソコンや携帯電話の普及により、人々のコミュニケーションの在り方は大きく変化しました。青少年の実態調査では、5年前の調査に比べ、「現在、携帯電話を自分専用を持っている」との回答が増えているのと対照的に、「携帯電話がほしい」と回答した中学生・高校生の値は、著しく減少しています。これはすでに中学生・高校生の間でも携帯電話が一般的に普及してきたことを示しています。

●携帯電話等の保有の状況と、今後の希望

	<平成13年度調査>			<平成18年度調査>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     (携帯電話等を)                      現在、自分専用                      持っている                 </div>	小学5年生 n=283	9.2	⇒	小学5年生 n=275	16.7(+7.5)
	中学2年生 n=373	21.7		中学2年生 n=343	53.6(+31.9)
	高校2年生等 n=280	77.5		高校2年生等 n=246	91.5(+14.0)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     (携帯電話等を)                      今後、自分専用                      持ちたい                 </div>	小学5年生 n=283	51.9	⇒	小学5年生 n=275	51.3(-0.6)
	中学2年生 n=373	57.6		中学2年生 n=343	30.6(-27.0)
	高校2年生等 n=280	13.6		高校2年生等 n=246	4.9(-8.7)

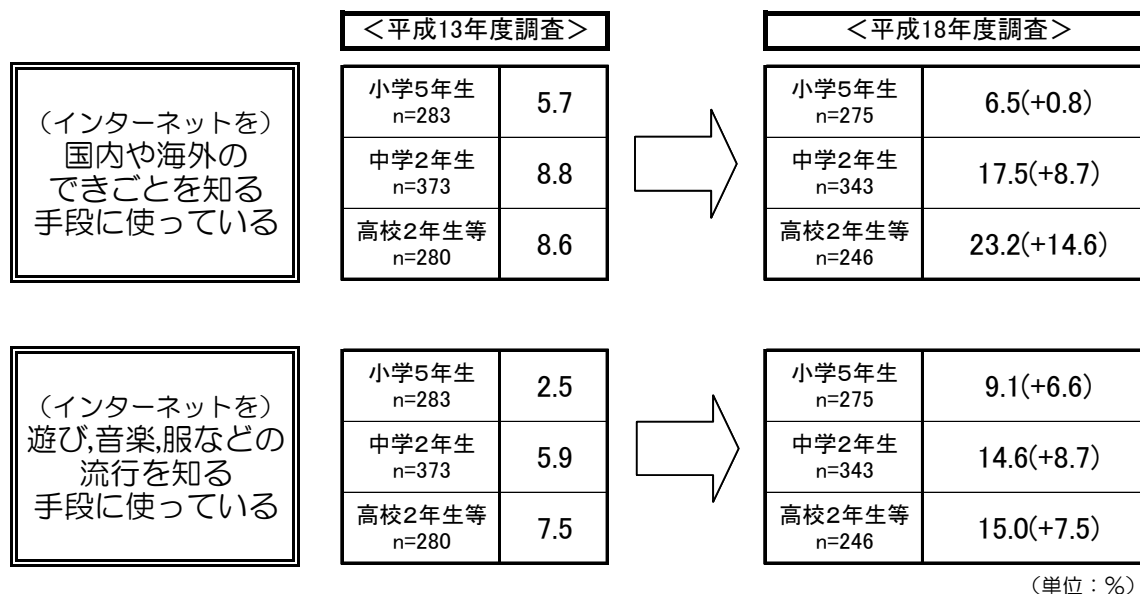
(単位：%)

※ ( ) 内の数字は前回比を表します。

<資料：小平市青少年の意識・実態調査（平成18年）>

また、同調査において、情報の入手手段として「インターネット」と回答したケースは5年前の調査に比べ、どの年齢層でも伸びを見せています。

### ●情報収集の手段・媒体としてのインターネット



※ ( ) 内の数字は前回比を表します。

<資料：小平市青少年の意識・実態調査（平成18年）>

青少年は新しいメディアへの順応性が極めて高く、簡単に使いこなすことができ、今ではパソコンや携帯電話は、青少年の生活に深くかかわり、手に入る情報量も増大しています。

一方では、有害サイトへの接続やこれに伴う問題行動や犯罪も発生しています。急速な浸透のため使う側のモラルの確立が遅れている部分もあり、その使用について十分な力を身につけていないと犯罪などに巻き込まれる恐れもあります。その使い方についてのモラルやマナーを身につけることが大切です。

また、青少年が有害な情報等に触れないような対策をすることはもとより、与えられた情報をうのみにすることなく、青少年が自ら考え、対応できるようにしていく必要があります。

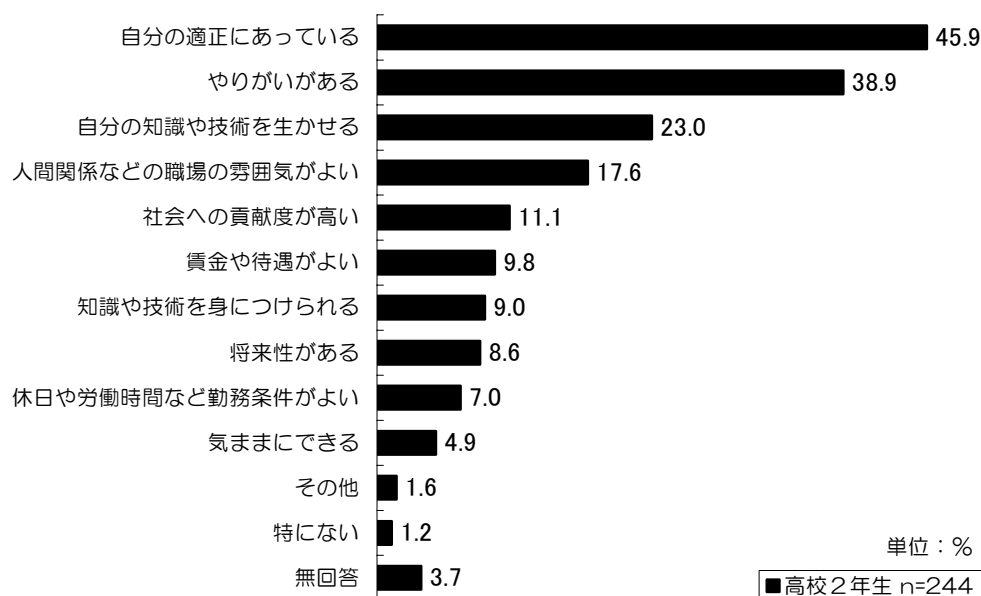
## (イ) 社会環境と自立、自己実現

経済状況の悪化といった社会的影響や将来の目標を立てにくい社会の情勢などを背景として、現在の青少年の中には、自己実現のために十分な環境を得られない者もいます。最近では若者の自立ということが社会問題として取り上げられるようになり、今後とも国の行う施策に着目していく必要があります。また、人々とふれあうことを通して、充実した毎日、自立した生活へとつなげることも考えていく必要があります。

青少年の実態調査では、高校2年生に対し、将来就きたい職業を考える上でのポイントについて尋ねたところ、「賃金や待遇がよい」、「休日や労働条件など勤務条件がよい」といった具体的な条件よりも、「自分の適正にあっている」ことや「やりがいがある」といった自己実現をめざした回答が高くなっていることが分かります。

青少年が自らの生活を考え、将来の夢や希望に向かってチャレンジできるよう、仕事に接し考える機会を増やすなど、勤労観や職業観を育成することが求められます。

### ●職業を考える上でのポイント



<資料：小平市青少年の意識・実態調査（平成18年）>

一方で、青少年はその成長の過程で様々な舞台に挑戦することができますが、習得したものについて、表現するという必要もあります。様々な市の財産を生かし、表現の機会を支援していく必要があります。

このような青少年の現状を踏まえ、基本理念の下、基本目標を設定し、施策の展開を図ります。

## 第3章 青少年育成の視点





## 第3章 青少年育成の視点

青少年は、社会を生きていく上で未熟なところもあり、保護や教育を必要とする存在です。一方で、様々な可能性を秘め、柔軟性や優れた能力も持ち合わせています。

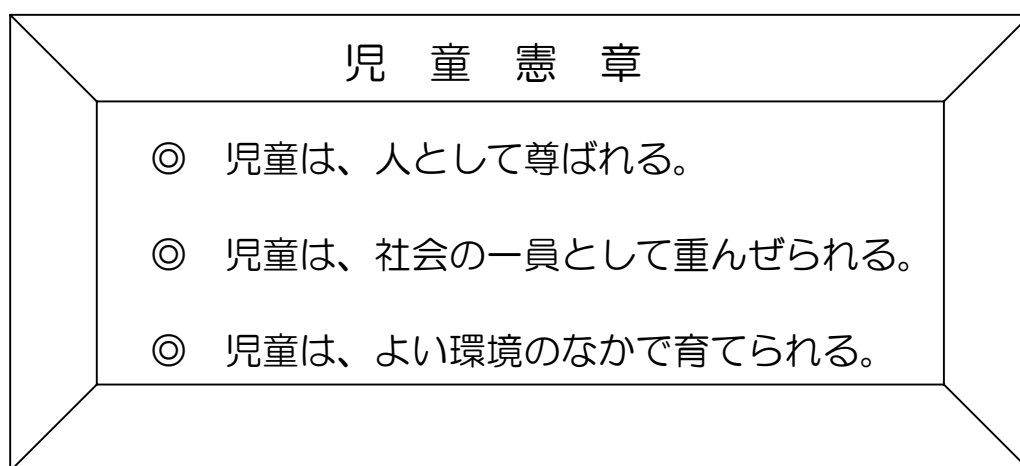
青少年自身が社会とのかかわりを通して自ら選択し、その行動に責任を持ち、他者を尊重し、相互の支援を担い、成功の喜びや、失敗、挫折等を経験しながら自己実現を図ることで、社会的に自立した個人として成長するよう支援していきます。そのために、成長段階に応じて個性や能力を引き出し、社会の一員として規範意識や社会性を身につけ、自立を促していくことは大変重要なことです。

また、青少年は、家庭を中心として学校や地域社会で育んでいくことを改めて確認し、青少年が地域コミュニティをともに形成し、担っていく存在となるよう支援していきます。

こうした考えから、以下に掲げる基本理念を中心に、青少年の健全な育成を目指します。

## 1 基本理念

本プランにおいても引き続き、昭和 26 年に制定された「児童憲章」の精神を基本理念とし、青少年の実態を明らかにしながら、青少年の心身ともに健やかな成長を支援します。



## 2 基本目標

「児童憲章」の精神を基本理念に、前回のプランを尊重しつつ、より親しみやすく、理解を深めていくように、青少年の育成のために「ひと」、「くらし」、「まち」の3つの視点から、次の基本目標を策定し、施策の展開を図ります。

## I 健康ではつらつとした青少年の育成をめざして

…「ひと」の視点から

- 青少年一人ひとりを尊重し、他者や自然への配慮をする心を育てるとともに、その健康にも配慮します。
- 自然や人々とのふれあいを深める中で、見聞を広め、社会性をはぐくみ、創造性を高める支援をします。
- 青少年が自立していく過程で、自分だけでは解決できないことについて、十分な支援をします。

## II 安全・安心でいきいきとしたくらしをめざして

…「くらし」の視点から

- 地域の中の交流を通し、青少年の役割を見直すとともに、モラルやマナー、コミュニケーションの在り方を青少年に伝えていきます。
- 古くから伝わる伝統芸能や祭り、新しいイベント等を通して、青少年にとって心に残る小平市を目指します。
- 親、青少年のそれぞれの立場から、様々な場所や相手に相談ができるよう一層の連携を図ります。
- 犯罪や事故がなく、安心して青少年育成に取り組めるまちをめざし、防犯や啓発の体制を強化します。

## III 快適でほんわかとする環境をめざして

…「まち」の視点から

- 青少年だけでも市内の施設が利用しやすい環境を整え、活動の場や機会の提供をします。
- 「小平市青少年センター」をはじめ、青少年の学校以外での居場所の充実を図ります。

### 3 施策の体系

<基本理念>

<基本目標>

<施策>

<施策の方向>

児童は、  
児童は、  
児童は、  
社会の一員として重んぜられる。  
よい環境のなかで育てられる。

健康ではつらつとした  
青少年の育成をめざして

安全・安心でいきいきとした  
くらしをめざして

快適でほんわかとする  
環境をめざして

#### ひと

●いきいきと学び、  
豊かな心を育みあう

- ・教育的な取組に対する支援の充実
- ・情報収集の場と機会の提供
- ・青少年の健康づくり

●青少年の様々な活動の推進

- ・各種体験や発表の場の充実

●自立した生活の向上

- ・キャリア教育の推進
- ・ボランティア活動の推進
- ・青少年の自発的な活動の紹介

#### くらし

●地域社会との交流

- ・地域における異世代交流の推進
- ・コミュニケーション能力の育成
- ・青少年の社会参加・社会参画を促進
- ・団体の指導者や各種リーダーの養成と支援
- ・親同士の交流と家庭教育への支援
- ・子育て支援の充実

●文化の継承と創造

- ・伝統的な文化の実践と継承
- ・新しい行事に対する取組の支援
- ・国際交流・姉妹都市交流
- ・コミュニティ意識の形成

●相談機能の充実

- ・相談体制の充実
- ・専門機関との連携強化
- ・悩みを持つ親や青少年への支援

●安全の確保

- ・地域パトロールの推進
- ・非行・犯罪・薬物乱用・児童虐待等の防止に対する啓発活動の推進
- ・交通安全
- ・メディア・リテラシーの推進

#### まち

●施設・設備の整備と充実

- ・市内の施設・設備の利用しやすいシステムづくり
- ・スポーツを楽しめる公園や広場の充実

●青少年の居場所の充実

- ・青少年センターの運営と活用
- ・フリースペースの確保

## 第4章 施策の展開



## 第4章 施策の展開

### I 健康ではつらつとした青少年の育成をめざして

…「ひと」の視点から

#### 1 いきいきと学び、豊かな心を育みあう

##### 【現状と課題】

青少年は、社会とかかわり、自ら課題を発見し解決を図るという体験を通して、社会貢献の自覚や社会における自己の存在感を実感することができます。

しかし、現在の子どもたちの生活を見ると、学校生活以外の時間は塾、習い事などに多くの時間が費やされる傾向があり、自ら課題を発見し、解決を図るという体験の機会が十分にあるとはいえません。青少年の実態調査でも学校についての悩みとしては「授業や成績」についての回答が上位を占め、「進学」との回答が、年齢が上がるにつれ大きく伸びています。一方、休日の過ごし方として「ゆっくり休む」と回答している青少年が多数いるなど、青少年にかかる様々な負担が増えていることも見逃せません。

青少年のチャレンジする意欲や未来を切り開く力、生きる力の形成を図り、基礎的な知識・技能の習得など、いきいきと学ぶ力の向上を図る必要があります。また、実際に身につけたことを活用できる力、青少年が自ら学び自己決定できる力、共同決定ができる力を育てるための支援が欠かせません。

放課後や休日などの「自由な時間」の活用は引き続き重要な課題です。そのためには、家庭・学校・地域社会が連携・協力して、青少年が社会体験や自然体験等様々な体験活動に主体的に取り組むことができる時間をつくりだすことや、その時間を生かし、積極的に社会にかかわるための支援をすることが必要です。

また、青少年期は子どもから大人への過渡期にあり、身体的成長と精神的成長とのアンバランスから生じるストレスや心の問題を抱えたり、不規則な食生活や無理なダイエットなどから不健康な状態にある青少年も増えています。

青少年期から、自らの健康について考え、十分に気を配ることが大切です。睡眠時間が短くなるなど生活リズムが乱れると、日中活動に大きな影響を及ぼします。一人ひとりが健康を意識してこそ、豊かな心を育む基礎となります。

●学校での悩み事

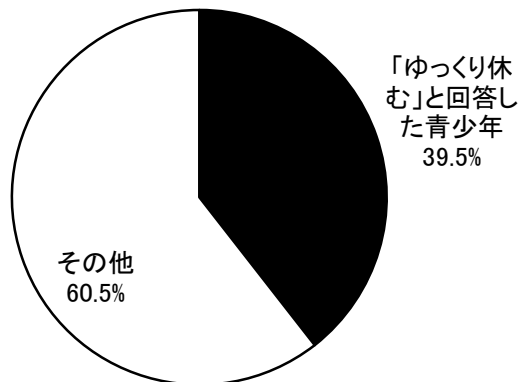
小学5年生 n=275	中学2年生 n=343	高校2年生 n=244
授業がつまらない 19.3%	成績が思いどおりにならない 35.0%	進学が心配 46.7%
成績が思いどおりにならない 16.0%	進学が心配 25.9%	授業がつまらない 29.9%
進学が心配 9.5%	授業がつまらない 25.1%	成績が思いどおりにならない 28.7%
授業がわからない 7.6%	授業がわからない 16.6%	授業がわからない 25.0%
友だちとうまくいかない 7.6%	学校の規則がきびしい 13.4%	学校の規則がきびしい 17.6%

※：それぞれ上位5回答。

<資料：小平市青少年の意識・実態調査（平成18年）>

●“休日の過ごし方”より  
～「ゆっくり休む」との回答の割合～

全回答者 n=864



<資料：小平市青少年の意識・実態調査（平成18年）>



## 【施策の方向】

### ○教育的な取組に対する支援の充実

- ・様々な角度から取り組まれている青少年育成のための企画等に対して、市の資源を活用して有機的な支援を検討します。
- ・青少年向けの学習機会・講演会等行事の充実を図る中で地域に根ざした教育活動を推進します。

### ★関連事業

事業	内容	担当課
夏休み子ども環境教室の開催	環境にまつわる様々な学習や体験を通して、環境に対する関心を高めます。	環境保全課
二酸化窒素簡易測定の実施	小学生（5、6年生）の協力で、二酸化窒素の汚染状況を把握し、大気汚染に関する関心を高めます。	
ふれあい下水道館講座の開催	毎月第3土曜日、小学生を対象にミニ工作と顕微鏡による微生物等の観察を実施します。	下水道課
平櫛田中彫刻美術館「わくわく発見！親子で美術館」	親子（小学生）で参加して、美術に親しみ、美術館を身近に感じてもらうためのイベントを、夏休みに実施します。	生涯学習推進課
子ども映画会の実施	月1回、映画上映会を実施します。	公民館
ジュニア講座、サタデー講座の開催	小・中学生、親子を対象に工作や料理、自然観察等を通して交流を深める講座を開設します。	
ヤングセミナーの開催	教養、趣味、文化、芸術などの学習活動を通し、社会人としての資質の向上、また、仲間との交流を図ります。	

### ○情報収集の場と機会の提供

- ・幅広い視点から、青少年が豊かな体験活動に取り組むための情報を提供します。
- ・青少年に親しみの持てる図書の実質を図ります。

### ★関連事業

事業	内容	担当課
ホームページ、インターネットを活用した情報提供	各施設で実施されるイベントや講座について、ホームページ等を通して、迅速で分かりやすい情報を提供することを検討します。 青少年センターではパソコンの貸出しを行います。	秘書広報課 青少年男女平等課 関連部署

事業	内容	担当課
おはなし会の定時開催	おはなしと絵本の読み聞かせをします。	図書館
図書館見学の開催	授業の一環として、図書館の利用の仕方や館内の見学、おはなし会などを実施します。	
夏休み家族一日図書館員の実施	仕事の一部を体験しながら、図書館の仕組みや役割、利用方法について学びます。	
図書館子ども講演会の開催	市内にある図書館が持ち回りで講師を依頼し、子どもの興味を引く内容で講演を行います。	
おすすめ本リストの配布	親しみの持てる本を選定し、リストを作成して、小学校・中学校に配布します。	
ティーンズコーナーの充実	児童・青少年向けの図書の充実に向け、ティーンズコーナーを設置し、青少年にも親しみやすい本・雑誌を配置します。	

### ○青少年の健康づくり

- ・青少年育成の基本となる、体と心の健康づくりについて、必要な支援を行っていきます。
- ・食生活や生活リズムの乱れに対し、学校などと連携を取り啓発に努めます。

### ★関連事業

事業	内容	担当課
食育の推進	栄養士が配置されている関係施設の連携を図り、青少年の健康的な食習慣の定着、健康づくりを推進します。また、食育の普及・啓発を行います。	健康課 学務課
生活習慣病予防事業の実施	児童・生徒の生活習慣病を予防するため、検診や栄養士による食体験及び啓発を行います。	学務課
健康教育の推進	小・中学校において、学習指導要領に従い、児童生徒の発達段階に応じた適切な健康教育を実施します。	指導課（小・中学校）
ブックレット「心を育て心をつなぐ」の活用	子どもの生活習慣確立に関するブックレットを作成し、家庭教育の大切さを啓発します。	生涯学習推進課

## 2 青少年の様々な活動の推進

### 【現状と課題】

青少年は、様々な活動に自らかかわり、感じ、考え、判断すること、さらにそれを伝え合うことを通じて、他人と協調することや互いを尊重し思いやることを学んでいくのであり、自然とのふれあいや人々とのふれあい、さらに社会とのふれあいなど、直接的な体験活動は欠かすことのできないものとなっています。

しかしながら、青少年の実態調査の結果では、各種の地域活動へ「参加していない」との回答がどの年代でも見られ、中でも高校生では小中学生に比べてその割合が高くなっています。参加していない理由も、全体的に「活動があることを知らない」が高く、中学生・高校生では「時間がない」、「関心がない」といった項目が高くなっており、自然環境、家庭や地域社会の在り方の変化に伴って、かつては地域の中に存在していた様々な体験をする機会が減少してきているといえます。

市には、今なお多くの自然に恵まれています。このような自然に青少年が自ら触れることで、自然の大切さ、命の尊さについて考える機会が増えることが望まれます。

また、これまでの青少年を取り巻く環境では、アウトプット（自ら発信）する機会が十分に満たされていませんでした。青少年が自ら参加し、自己の意見を表明することは、自立性と社会性を身につける上で大変有意義なものです。市では、「中学校生徒意見発表会」を毎年開催していますが、青少年の社会参加やそれに伴う責任や責務の意識を育んでいくために、行事の企画や運営などに青少年が日常的、継続的に参加できる機会を設け、青少年の意見を施策に反映できるような仕組みを整えていく必要があります。

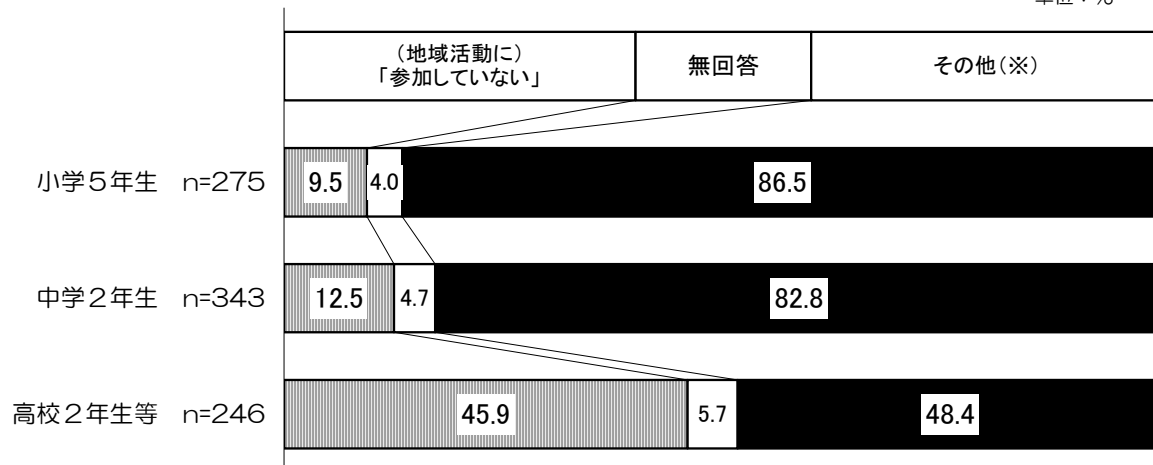
さらに、思っていることや考えていること、感じていることを表す方法はことばだけではなく、音楽や絵画、あるいはスポーツなど、人により様々です。学校教育においては、文化祭や体育祭などの発表の場が用意されていますが、地域におけるグループ活動等の活動に対しても、発表の場と機会を提供していくことが必要となっています。

最近では、部活動などでは活動する部の減少などが見られます。一方でインターネットや電子メールを通じて、地域やもっと広い範囲で自発的に集まり、音楽やダンス、スポーツなどに取り組む青少年もいます。

市では、このような取組に対し、場所の提供などを通じ支援していきます。

●地域活動に参加しているか（「参加していない」との対比）

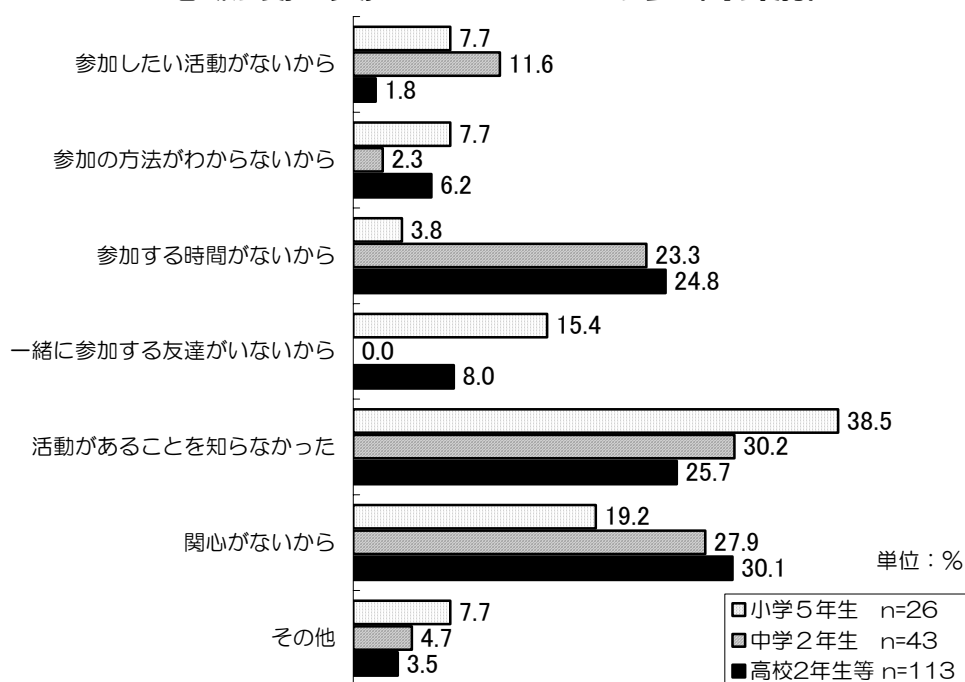
単位：％



※：「その他」については、「参加していない」あるいは「無回答」ではなかったことを意味します。

<資料：小平市青少年の意識・実態調査（平成18年）>

●地域活動に参加したことがない理由（年齢別）



<資料：小平市青少年の意識・実態調査（平成18年）>

## 【施策の方向】

### ○各種体験や発表の場の充実

- ・屋外での活動を工夫しながら、自然体験・社会体験等の多様な体験活動への支援などを検討します。
- ・青少年が音楽・美術、その他の文化活動に取り組むための環境整備について検討します。
- ・自然の中で、自由に工夫して遊べる場の確保に努めます。
- ・地域における個人・グループ等の活動の発表の場（音楽・美術・スポーツ等）と機会の提供について検討します。
- ・社会への責任や義務を学び、参加する場と機会の提供について検討します。
- ・青少年に対する施策に関して、青少年自身の意見を把握するよう努めます。

### ★関連事業

事業	内容	担当課
青少年善行者の推薦	社会貢献活動を継続して行っている青少年の善行をたたえ、表彰し、感謝の意を表します。	総務課
消費生活講座親子教室の開催	親子を対象に、体験学習講座を開催し、併せて消費生活に関するPRを実施します。	地域文化課
学童農園事業の実施	学童農園として、農家に指導を受けながら農業の体験学習を行います。	産業振興課 指導課
地域と連携した体験活動の充実	雑木林や公園などを利用した学習や体験活動を検討します。	水と緑と公園課
プレイパークの設置の検討	自然の中で、子どもたち同士の交流や仲間づくりを目指すための場づくりを検討します。	
青少年センターの活用の検討	青少年センターにおいて、体験や発表の場を設けることについて検討します。	青少年男女平等課
青少年センターでの活動の紹介	青少年センターでの活動について市民に分かりやすい紹介を検討します。	
小平市立中学校生徒意見発表会の開催	学校から推薦された中学生の代表による意見発表会を開催し、率直な意見を聞くことで、生徒の意欲と市民の関心を高めます。	生涯学習推進課
青少年音楽祭の開催	青少年に音楽活動の発表の場を提供し、青少年の健全育成を図ります。	

事業	内容	担当課
よさこいスクールダンスフェスティバルの開催	小学生を中心に、幼稚園児から大学生までを対象にしたダンスフェスティバルを開催します。大学生などが企画運営に参加することで、地域に若い力の活躍の場を提供しています。	生涯学習推進課
多摩六都ヤング・ダンスフェスティバルの開催	多摩北部都市広域行政圏域を対象とした高校生による高校生のためのダンスフェスティバルを開催し、ダンスの発表の場を提供するとともに、高校生の自主性を育みます。	
「親子でヨーイドン」の実施	3歳以上未就学児とその親を対象に、親子体操・ミニ運動会などを行います。	体育課
スポーツ教室の開催	青少年を対象に、各種スポーツ教室の開催を通じて、体育活動の場を提供し、体力づくりや技術の向上を目指します。	
小平市民体育祭への参加	各種スポーツ大会行事への参加を促進します。	
夏休み家族一日図書館員の実施（再掲）	仕事の一部を体験しながら、仕組みや役割、利用方法を学びます。	図書館
図書館体験学習の実施	小・中学生を対象に、図書館で行っている仕事を体験し、理解を深める機会を開催します。	
夏休み図書館ボランティア体験講座の実施	小学校高学年から大学生を対象に、図書館の仕事を体験し、その仕組みや役割を学ぶとともに、小さい子どもたちの手助けをする機会を開催します。	

※ 他の「施策の方向」の各関連事業において既に記載のある事業は、「再掲」の表示をしています。

### 3 自立した生活の向上

#### 【現状と課題】

昨今の雇用形態や、青少年の社会的自立に対する考え方の変化もあり、就労が可能であってもアルバイトやパートタイムで働く、あるいは、職に就けないといった青少年も存在します。青少年が早くから職業意識を持てるように、様々な職場体験などを通し、キャリア教育の推進などの充実を図る必要があります。

また、ボランティア活動も青少年期の自立において重要な役割を果たします。ボランティア活動は、自らできることを知り、相手を尊重することを学ぶために貴重な体験となります。また、このことがきっかけとなり、その後の地域のネットワークへと還元することも期待されます。

#### 【施策の方向】

##### ○キャリア教育の推進

- ・職場体験等を通じて、自分の将来像や、実現したいことを模索する場と機会の提供などの方法について検討します。

※ キャリア教育…児童・生徒が「生きる力」を身につけ、激しい社会の変化に対応し、主体的に自己の進路を選択・決定できるよう、児童・生徒一人ひとりに勤労観・職業観を育てる教育

##### ★関連事業

事業	内容	担当課
消費者被害の防止事業の実施	悪質商法などから身を守るために、講座の開催等を検討します。	地域文化課
職場体験の推進	地域の商店、農家、企業等と協働して、児童・生徒の職場体験を推進します。	産業振興課 指導課
青少年の職業能力開発に関する情報提供	青少年が、自ら適切な職業選択や職業能力開発が行えるよう、情報提供します。	産業振興課 青少年男女平等課
個に応じた進路指導の充実	生徒の主体的な進路選択能力を高め、一人ひとりの特性に応じた適切な進路指導を目指すための指導方法について検討します。	指導課(中学校)
図書館体験学習の実施(再掲)	小・中学生を対象に、図書館で行っている仕事を体験し、理解を深める機会を開催します。	図書館

## ○ボランティア活動の推進

- ・ N P O 活動や各種まちづくり等への参加促進の支援などを検討します。
- ・ 青少年が多様な人とかかわることができるボランティア活動を支援するために、公共施設等を活用したボランティア活動の環境づくりを推進します。

### ★関連事業

事業	内容	担当課
青少年ボランティア活動の推進	小・中学生・高校生が子育てに触れ、乳幼児とのふれあいや交流をするため、子育て支援のボランティア活動を行うことを支援します。	保育課
福祉体験事業の実施	児童・生徒の福祉教育及びボランティア活動を推進します。	指導課(小・中学校)
夏休み図書館ボランティア体験講座の実施(再掲)	小学校高学年から大学生を対象に、図書館の仕事を体験し、その仕組みや役割を学ぶとともに、小さい子どもたちの手助けをする機会を開催します。	図書館
N P O 活動やボランティア活動の推進	青少年が多様な人とかかわることができるボランティア活動等を支援するための情報提供をします。	市民生活部参事(市民協働)

## ○青少年の自発的な活動の紹介

- ・ 地域でのサークル活動など、青少年の自主的な活動を紹介し、その発展を支援する方法について検討します。
- ・ ホームページ等により、各種イベント等の開催の情報提供を充実します。

### ★関連事業

事業	内容	担当課
ホームページ、インターネットを活用した情報提供(再掲)	各施設で実施されるイベントや講座について、ホームページ等を通して、迅速で分かりやすい情報を提供することを検討します。 青少年センターではパソコンの貸出しを行います。	秘書広報課 青少年男女平等課 関連部署
小平市民文化祭への参加	市民文化祭への作品の出品や、イベントへの参加を促進します。	生涯学習推進課



## Ⅱ 安全・安心でいきいきとした暮らしをめざして

…「暮らし」の視点から

### 1 地域社会との交流

#### 【現状と課題】

核家族化や少子化の進行、また共働きといった社会環境の変化に伴い、地域における家庭の孤立化や近隣関係の希薄化が生じています。青少年にとっては、兄弟姉妹、乳幼児や高齢者、近所の人々など、異世代の人たちと多様で幅のある人間関係を持つ機会が少なくなってきています。

次代を担う青少年にとって、地域に住む様々な人々と出会い、かかわりを持つことは、豊かで健やかな人格を形成する上できわめて重要です。交流を通して、モラルやマナー、コミュニケーションを学び、青少年が地域に溶け込んでいるということは、望ましい姿です。

子どもから高齢者まで様々な年代が、それぞれの年齢や個性に応じて交流できるように、地域における活動を通じ、交流の機会を数多く作り出していくことが必要です。

また、スポーツや文化活動、自然体験活動などにおいて、青少年の主体性を重視し、様々な活動を援助し、発展させることのできるリーダーや指導者が幅広く活動することが期待されています。

今後も青少年の自主的活動の中心となるジュニアリーダー、シニアリーダーの育成を行っていきます。また地域で様々な活動をしている人材の発掘についても検討していきます。

## 【施策の方向】

### ○地域における異世代交流の推進

- ・魅力ある地域づくり、催しの企画・実施・情報提供を図り、地域活動への参加を通して幅広い異世代の交流の機会の提供などを検討します。
- ・地域活動、NPO活動、ボランティア活動への参加等により、多様な人々との出会いと交流を通して豊かな人間関係を形成できるように支援します。市内の施設や学校を活用した、高齢者との交流の場や機会の提供などに努めます。

### ★関連事業

事業	内容	担当課
乳幼児と青少年のふれあい体験事業の実施	次代の親である中学生・高校生が乳幼児やその保護者とふれあい、交流できるイベントを実施します。	児童課 青少年男女平等課
青少年ボランティア活動の推進(再掲)	小・中学生・高校生が子育てに触れ、乳幼児とのふれあいや交流をするため、子育て支援のボランティア活動を行うことを支援します。	保育課
高齢者交流室の運営	介護予防を目的に、生きがい活動や世代間の交流等を地域住民の参加を得ながら行います。	高齢者福祉課
よさこいスクールダンスフェスティバルの開催(再掲)	小学生を中心に、幼稚園児から大学生までを対象にしたダンスフェスティバルを開催します。大学生などが企画運営に参加することで、地域に若い力の活躍の場を提供しています。	生涯学習推進課
放課後子ども教室推進事業の拡充	地域の人々の協力により、放課後子ども教室推進事業の拡充に努めます。	
小・中学校と公民館との連携	小・中学生と公民館利用サークルの人との世代間交流を支援します。	公民館

### ○コミュニケーション能力の育成

- ・相手を思いやる心や自分と異なる意見を持つものとの意思の疎通を高めるなど、コミュニケーション能力を高め、自己を主張し、またコントロールする力を養成します。
- ・モラルやマナーを伝え、コミュニケーションの基本である、あいさつする心を育てていきます。
- ・電子メールや携帯電話、インターネットといった新しい情報通信技術に対しても、コミュニケーションのためのモラルやマナーの必要性を啓発します。

★関連事業

事業	内容	担当課
「あいさつ運動」の啓発	心の東京革命等に取り組んでいるあいさつ運動と連携し、誰とでもあいさつのできるまちづくりを目指し、啓発を行います。	青少年男女平等課 生涯学習推進課
携帯電話やインターネットの使い方講座の開催	企業と協力して、携帯電話やインターネットの使い方、使わせ方についての講座を検討します。	生涯学習推進課

○青少年の社会参加・社会参画を促進

- ・青少年が参加・発信・協働する場を幅広く検討し、青少年が自己決定・自己責任と共同決定の感覚を持ち、社会参加・参画することを促進します。

★関連事業

事業	内容	担当課
市民まつりで子どもが集まることのできるちびっ子広場の運営	市民まつりの日に、子どもたちが楽しく遊べるよう体験型行事や実演、模擬店などを行います。	地域文化課
市民まつりに「子どもみこし」の参加の促進	市内の子ども会、福祉団体、保育園、幼稚園等が手づくりのみこしを担いで市民まつりに参加することを促進します。	
青少年ボランティア活動の推進(再掲)	小・中学生・高校生が子育てに触れ、乳幼児とのふれあいや交流をするため、子育て支援のボランティア活動を行うことを支援します。	保育課
青少年リーダー養成講座受講者による地域貢献	青少年リーダー養成講座受講者である中・高校生が講座で学んだことを活かして、青少年対策地区委員会の行事などに参画します。	生涯学習推進課
公民館まつりに小・中学生の参加の促進	公民館の近隣の小・中学校と連携して、まつりでの発表の場を提供するとともに、様々な世代の交流を図ります。	公民館
生徒会役員選挙協力事業の実施	生徒会役員選挙を通じ、正しい選挙の在り方を体験してもらうため、実際の公職選挙に使用される選挙道具や資料を貸し出すことを検討します。	選挙管理委員会

## ○団体の指導者や各種リーダーの養成と支援

- ・子ども会育成リーダー、ジュニアリーダー、シニアリーダー等必要な指導者の養成の充実を図ります。
- ・養成講座等修了者を組織し、地域や団体で活躍できる人材の確保に努めます。
- ・各種リーダーが、地域の中で活躍できる場や支援の検討を進めます。

### ★関連事業

事業	内容	担当課
市民まつりに「子どもみこし」の参加の促進（再掲）	市内の子ども会、福祉団体、保育園、幼稚園等が手づくりのみこしを担いで市民まつりに参加することを促進します。	地域文化課
青少年リーダー養成講座の開催	青少年団体の自主的活動の中心となるリーダーの養成を行い、地域の諸団体のリーダーとして活躍できる素養を身につける講座を開設します。	生涯学習推進課
子ども会指導者養成事業の実施	子ども会活動の育成や助成、指導者の養成を援助します。	

## ○親同士の交流と家庭教育への支援

- ・同じ世代の青少年を抱える親に対し、情報の共有を目指します。
- ・家庭教育に関する学習機会の提供の拡充、家庭教育相談の実施、市報による啓発などを検討します。

### ★関連事業

事業	内容	担当課
子ども家庭支援センターの運営	児童虐待、子どもと家庭に関するあらゆる相談、子育て中の親子の交流・子育て情報の提供などを行い、子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築し、子育てを総合的に支援します。	児童課
子育てふれあい広場事業の実施	市立保育園、地域センター等で、乳幼児を子育て中の保護者を対象にした相談事業・交流事業を実施します。	
子どもつどいの広場事業の実施	乳幼児とその保護者が気軽に集える場と、乳幼児から中学生までの子どもの遊び場を提供する事業を実施します。	児童課
「学校を休みがちな子のこれからについて考える親の会」の開催	問題行動などを抱える子どもを持つ保護者が集い、孤立しがちな親同士をつなぎ、意見交換をする場を設定します。	生涯学習推進課

## ○子育て支援の充実

- ・安心して子育てのできる地域社会の実現を目指します。
- ・多様な保育サービスの充実を図ります。
- ・子育て相談機能を充実します。
- ・子どもの健康づくりの充実を図ります。
- ・子育てネットワークづくりを推進します。

## ★関連事業

事業	内容	担当課
子育て支援協議会の運営	子育て支援事業に関する検討を行うため、協議会を開催し、その運営に当たります。	児童課
子育ての知恵袋事業の実施	子育て経験者などの熱意のある公募市民や民生委員が、子育てに関する身近な悩み事等の相談に応じます。	
子育てふれあい広場事業の実施（再掲）	市立保育園、地域センター等で、乳幼児を子育て中の保護者を対象にした相談事業・交流事業を実施します。	
子どもつどいの広場事業の実施（再掲）	乳幼児とその保護者が気軽に集える場と、乳幼児から中学生までの子どもの遊び場を提供する事業を実施します。	
子ども家庭支援センターの運営（再掲）	児童虐待、子どもと家庭に関するあらゆる相談、子育て中の親子の交流・子育て情報の提供などを行い、子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築し、子育てを総合的に支援します。	
ファミリー・サポート・センター事業の実施	仕事と子育ての両立や地域の子育て機能の強化のためにファミリー・サポート・センターをさらに充実させます。	
学童クラブ事業の実施	放課後帰宅しても保護者の就労等により適切な看護が受けられない小学校低学年児童等のために、余暇活動や生活指導を行い、児童の事故の防止と心身の健全育成を図ります。	児童課
子育て・女性相談事業の実施	子育てに関する悩み、家庭の問題、配偶者からの暴力などの相談に応じています。	児童課 青少年男女平等課

事 業	内 容	担当課
各種健康診査・教室・相談・予防接種・準夜応急診療・休日応急診療・休日歯科診療の実施	青少年の健やかな成長や発達を目指し、育児支援機能の充実や関連機関との連携を図ります。	健康課
ホッとHOTこだいらファミリーデー事業の実施	親子家族の結びつきを深めるため、家族のふれあいの機会の提供と啓発を行います。	生涯学習推進課
「家庭教育学級」の開催	乳幼児を持つ親を対象に子どもの成長、発達について学習する機会を設けます。また、学級終了後のサークル等の学習のために、保育付のサークルを支援します。	公民館

## 2 文化の継承と創造

### 【現状と課題】

小平市において青少年期を過ごすことで、郷土に対する理解を深め、愛着や誇りを抱き人生のふるさとと感じられるような環境づくりが大切です。

国際社会では、自分がどういう社会的背景を持って育ってきたかということに対して強い自覚が求められます。また最近では、世界の中で日本の文化について強い関心を持たれており、多くの外国人が日本文化に接するため日本を訪問する機会も増えました。このような国際化の進展の中で、自らの文化を知り、尊び、多様な文化を持った様々な国の人たちとともに生きていく意識を育て、多文化共生に対する意識を高めていく必要があります。

小平市には「手打ちうどん」や「鈴木ばやし」など長い歴史の中で育てられてきた伝統行事や文化が多く存在します。また、各青少年対策地区委員会で行っている行事や、市民まつり、あるいはよさこいスクールダンスフェスティバルなどといった新たな行事もあります。

これらの文化や行事に関心を持つことは、自分の住むまちに対する誇りや大切に思う心を育むとともに、地元の人々に対する敬意にもつながります。将来に向けて文化を残していくことは大切ですし、青少年にとって心に残るふるさと小平となることを目指します。

## 【施策の方向】

### ○伝統的な文化の実践と継承

- ・小平市に伝わる文化や芸能、祭りについて青少年が理解し、参加し、次世代に伝えていくよう支援します。

#### ★関連事業

事業	内容	担当課
郷土学習機会の充実	小平ふるさと村で、手打ちうどん作りや竹細工、鈴木ばやしなどの郷土に伝わる文化や芸能について学習する機会を充実させます。	生涯学習推進課

### ○新しい行事に対する取組の支援

- ・地域で行われている取組に対し、青少年が参加する機会を検討し、必要に応じて支援します。

#### ★関連事業

事業	内容	担当課
市民まつりで子どもが集まることのできるちびっ子広場の運営(再掲)	市民まつりの日に、子どもたちが楽しく遊べるよう体験型行事や実演、模擬店などを行います。	地域文化課
市民まつりに「子どもみこし」の参加の促進(再掲)	市内の子ども会、福祉団体、保育園、幼稚園等が手づくりのみこしを担いで市民まつりに参加することを促進します。	
小平市民文化祭への参加(再掲)	市民文化祭への作品の出品や、イベントへの参加を促進します。	生涯学習推進課
よさこいスクールダンスフェスティバルの開催(再掲)	小学生を中心に、幼稚園児から大学生までを対象にしたダンスフェスティバルを開催します。大学生などが企画運営に参加することで、地域に若い力の活躍の場を提供しています。	
小平市民体育祭への参加(再掲)	各種スポーツ大会行事への参加を促進します。	体育課



## ○国際交流・姉妹都市交流

- ・市内に在住している外国人との交流機会の提供や、NPO活動・ボランティア活動への参加等により、青少年の国際交流の推進を図ります。
- ・姉妹都市交流事業を継続的に実施します。

### ★関連事業

事業	内容	担当課
国際こどもクラブの支援	小学生（4～6年生）を対象に、英会話やいろいろな国の話をしてもらう異文化理解講座を開催します。	地域文化課
姉妹都市小平町との青少年交歓交流事業の実施	姉妹都市小平町の少年少女との宿泊研修等を通して、両市町の理解を深めるとともに、参加者の見聞を広め、郷土の発展に寄与できる人間形成を目指します。	生涯学習推進課

## ○コミュニティ意識の形成

- ・小平市を愛する心と地域と積極的にかかわる心を育むなど、コミュニティ意識の形成を進めます。

### ★関連事業

事業	内容	担当課
市民まつりに「子どもみこし」の参加の促進（再掲）	市内の子ども会、福祉団体、保育園、幼稚園等が手づくりのみこしを担いで市民まつりに参加することを促進します。	地域文化課
青少年対策地区委員会活動の支援	地域の特長を生かした、活発で継続性のある活動を推進するための事業を支援します。	生涯学習推進課
地元美術館等の見学	平櫛田中彫刻美術館や小平ふるさと村等の地元の施設の見学を支援します。	

### 3 相談機能の充実

#### 【現状と課題】

数年来、不登校やいじめ、あるいは、非行や犯罪といった青少年をめぐる問題は、マスメディアによる情報が氾濫する中で、複雑かつ深刻化しています。親たちも、社会状況の変化に伴い、核家族化、共働きなどにより地域等との関係が希薄化するなど、子育ての在り方を見失いやすい状況にあり、相談機関の更なる充実が求められています。

また、これからは、子育てをしてきた方の経験を活用し、また、同じ悩みを抱える親たち同士が、コミュニケーションを図り、問題にあたることのできる環境づくりなどを推進していく必要があります。

青少年期は、友だちや学校のこと、将来のこと、異性との関係など、多くの課題にぶつかり悩む時期です。個人によって向き合う課題は様々であり、手に入る情報だけでは、解決しないことも多くあります。

青少年にとって、相談する上でもっとも大切なことは、その相談する相手を信頼できることです。青少年の立場を考え、親身になって相談を受けることができる体制づくりが重要です。

相談を受ける側も、相談を受ける者としての十分な姿勢が求められます。その上で、それぞれの組織が特性を生かし、解決の糸口がつかめるような二重、三重のネットワークが求められます。

## 【施策の方向】

### ○相談体制の充実

- ・青少年期の悩みや心配ごとに対する相談窓口、電話相談の充実を図ります。また、青少年とふれあう各種施設の職員も、声かけをはじめとして青少年に積極的にかわるようします。

### ★関連事業

事業	内容	担当課
子ども家庭支援センターの運営(再掲)	児童虐待、子どもと家庭に関するあらゆる相談、子育て中の親子の交流・子育て情報の提供などを行い、子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築し、子育てを総合的に支援します。	児童課
小・中学校へのカウンセラー等の派遣	児童・生徒の実態に応じて適切に心のケアを行うことのできるスクールカウンセラーを各校に派遣し、相談を実施します。	指導課
教育相談室の設置	幼児、児童・生徒の学習や不登校、集団になじめないなど、子どもの心配な行動についての相談業務を実施します。	

### ○専門機関との連携強化

- ・相談機能を充実させるため専門機関との連携強化を図ります。

### ★関連事業

事業	内容	担当課
子育て支援協議会の運営(再掲)	子育て支援事業に関する検討を行うため、協議会を開催し、その運営に当たります。	児童課
要保護児童対策地域協議会の運営	被虐待、非行など保護が必要な児童(要保護児童)を支援するため関係機関の連携・協力を強化します。	
青少年センター相談室の充実	ロビーワークとして対応し、複雑な内容については、子ども家庭支援センターや教育相談室など専門機関と連携していきます。	青少年男女平等課
ひきこもりサポートネットの情報提供	東京都が実施しているひきこもりサポートネット事業の情報提供を行います。	青少年男女平等課
スクールカウンセラー等の拡充	市立小学校には全校配置をしたが、引き続き日数等の拡充について検討していきます。	指導課

## ○悩みを持つ親や青少年への支援

- ・気軽な相談を可能にすることや、悩みを分かち合い、解決できることを目的とした場の提供を検討します。

### ★関連事業

事業	内容	担当課
子育ての知恵袋事業の実施（再掲）	子育て経験者などの熱意のある公募市民や民生委員が、子育てに関する身近な悩み事等の相談に応じます。	児童課
子育てふれあい広場事業の実施（再掲）	市立保育園、地域センター等で、乳幼児を子育て中の保護者を対象にした相談事業・交流事業を実施します。	
子育て・女性相談事業の実施（再掲）	子育てに関する悩み、家庭の問題、配偶者からの暴力などの相談に応じます。	児童課 青少年男女平等課
親と子のメンタル相談事業の充実	小・中学校への出張教育を、必要に応じて行い、心とからだの健康づくりの推進に努めます。	健康課
「学校を休みがちな子のこれからについて考える親の会」の開催（再掲）	問題行動などを抱える子どもを持つ保護者が集い、孤立しがちな親同士をつなぎ、意見交換する場を設定します。	生涯学習推進課



## 4 安全の確保

### 【現状と課題】

最近では、青少年を取り巻く環境の安心・安全に対する課題が多く指摘されています。いじめや非行、犯罪などの背景には、家庭や学校、地域社会における相互の関係の希薄化や他者に対する無関心、ゆとりのなさといったことも一つの要因になっています。また、大人の社会規範意識の低下や自信のなさから、子どもと十分な関係を持ってないことも、子どもたちに影響を与えています。「子は親の鏡」と言いますが、青少年問題の背景には多くの場合、家庭での養育、大人の行動や態度、ひいては社会そのものの在り方が大きく関係していると考えられます。

安心・安全に関する大きな課題として、青少年を被害者とした犯罪が挙げられます。これについては地域活動が盛んな地域でも発生するなど根絶は難しいですが、地区内の結びつきを強めることによって、防犯に努めることが大切です。

近年では児童虐待の問題への対応も大きな課題となっています。子どもが成長期に受けた心の傷は将来に大きな影響を及ぼします。近隣の無関心、あるいは、トラブルを恐れる心が、被害を重くしたケースもあり、家庭を取り巻く地域の在り方を改めて考える必要があります。

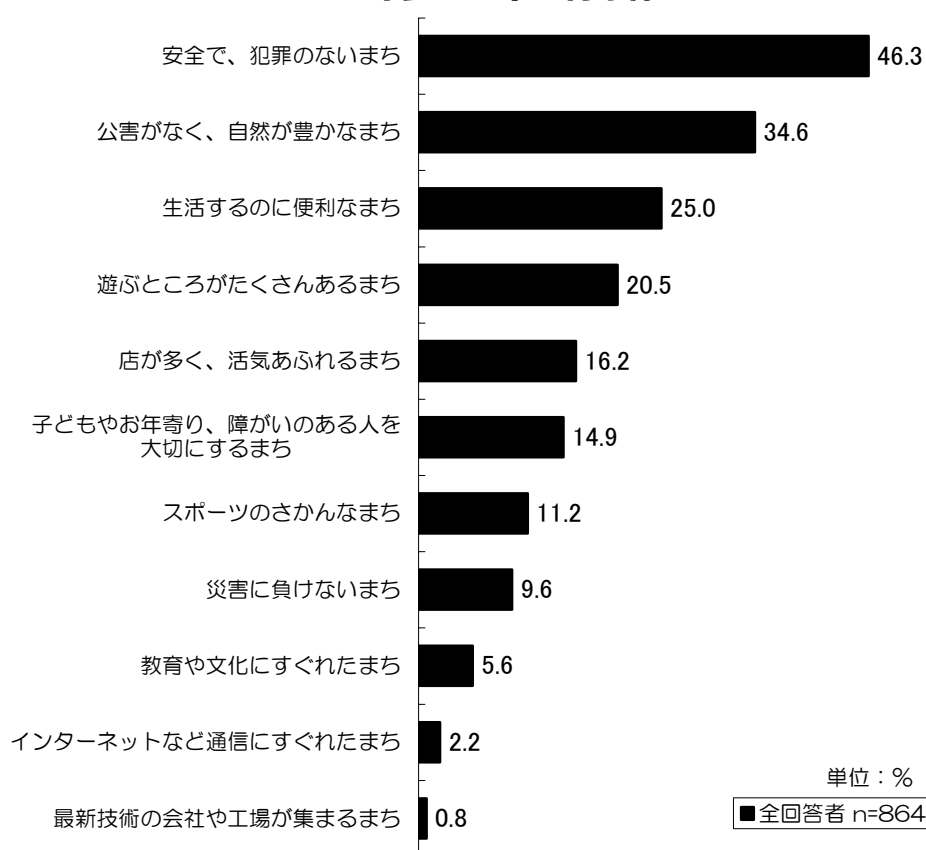
また、薬物の乱用は、青少年にとっても大きな問題です。好奇心や誘惑から身を守るためには「薬物の乱用の怖さ」を知ることが大変重要です。様々な機会を通して危険性を認識することは、防止の最大の方法であり、これからも永続的な課題です。

さらに最近では、メディアによる多方面での過剰な表現があふれ、携帯電話やインターネット等の技術の進歩と普及に伴い、青少年でも容易に様々な情報を入手することができるようになりました。

様々な情報を入手することは、個々人の世界の広がりという面では歓迎すべきことですが、これらの情報を適切に活用する力を十分に備えていないことにより、不幸な事件に巻き込まれたりするケースもあります。このような情報化の進展に対し、青少年自身も多くの情報の中から自分に必要な情報を見極め、自分で考え、自分の意見を適切に発信する能力（メディア・リテラシー）を身につけていくことが不可欠となっています。情報に対する著しい技術の進歩に伴い、大人の側も対応が追いついていないとは言えませんが、青少年自身のメディア・リテラシー向上のための支援が必要です。

これらの課題に対しては、家庭をはじめ、学校、地域社会、行政がともに手を携え、安全で安心な環境づくりを推進することが重要です。青少年の実態調査では、希望する市の将来像として、「安全で犯罪のないまち」という回答が極めて高くなっています。

## ●希望する市の将来像



<資料：小平市青少年の意識・実態調査（平成18年）>

### 【施策の方向】

#### ○地域パトロールの推進

・地域に住むそれぞれの住民が、それぞれの生活の中での地域への目配りをし、様々な角度から地域を見守るネットワークができるよう支援します。

#### ★事業と施策

事業	内容	担当課
自主防犯組織育成事業の実施	防犯パトロールや防犯に関する活動を行う自主防犯組織の育成を行います。	防災安全課
市役所内防犯情報の連絡体制の充実	子どもが犯罪の被害者にならないよう、不審者情報等市に提供のあった情報について、小・中学校等関係機関への迅速かつ適切な連絡体制を充実します。	
遊び場等の安全管理の徹底	青少年が遊びを楽しむ場所についての安全管理について、市役所内の連携を高め、徹底に努めます。	水と緑と公園課 体育課

事業	内容	担当課
青少年対策地区委員会、PTA等による活動	小学生の登・下校時の安全確保や防犯パトロールを実施します。	生涯学習推進課
「こども110番のいえ」の拡充	地域での安全確保や防犯意識の向上に努めています。	

### ○非行・犯罪・薬物乱用・児童虐待等の防止に対する啓発活動の推進

- ・いじめや非行を防止するため、家庭・学校・地域との連携を密に図ります。
- ・薬物乱用を未然に防ぐため、保健所等の関係機関との連携を図り、各種啓発事業を実施します。
- ・児童相談所等の関係機関との連携・強化を図るとともに、虐待防止のための啓発と相談窓口の充実を図ります。
- ・青少年の非行や犯罪を未然に防ぎ、事故や犯罪から青少年を守るよう、地域や警察署、防犯協会等の関係機関や団体に協力を要請していきます。

### ★関連事業

事業	内容	担当課
消費者被害の防止事業の実施(再掲)	悪質商法などから身を守るために、講座の開催等を検討します。	地域文化課
子育て支援協議会の運営(再掲)	子育て支援事業に関する検討を行うため、協議会を開催し、その運営に当たります。	児童課
要保護児童対策地域協議会の運営(再掲)	被虐待、非行など保護が必要な児童(要保護児童)を支援するため関係機関の連携・協力を強化します。	
青少年健全育成講演会の開催	犯罪、非行防止など、健全育成のための講演会を開催します。	青少年男女平等課
非行防止に関する広報啓発	「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」の啓発を行います。	
青少年薬物乱用防止対策事業の推進	薬物乱用防止ポスター、講演会等による啓発活動を実施します。	
社会を明るくする運動の推進	犯罪や非行のない明るい社会を築く全国的な運動として、駅前広報活動やキャンペーン、中学生による作文集の発行などを通し、推進に努めます。	高齢者福祉課
犯罪・薬物乱用防止教育の実施	学級活動で非行・犯罪防止の指導を、また、薬剤師による薬物乱用防止などの教育指導を行います。	指導課(小・中学校)

事業	内容	担当課
「子どもの権利条約」普及推進事業の推進	子どもの権利条約の普及推進を図り、子どもが心身ともに成長できる社会環境の向上を目指します。	生涯学習推進課

## ○交通安全

- ・交通安全指導の一環として、交通安全指導教室などの充実を図ります。
- ・警察署や関係各課と連携を取り、危険な箇所について適切に対応していきます。

## ★関連事業

事業	内容	担当課
交通安全教室の開催	各学校で、安全意識の向上を目的として、警察署に依頼し、交通安全教室を実施します。	指導課(小・中学校)
青少年対策地区委員会、PTA等による活動(再掲)	小学生の登・下校時の安全確保や交通安全教室を実施します。	生涯学習推進課

## ○メディア・リテラシーの推進

- ・携帯電話やインターネットの使用方法について、理解を深めるための啓発に努めます。
- ・有害とされる情報から青少年を守るためのフィルタリングの啓発を検討します。
- ・有害情報等に直接ふれないための対策や、青少年自身が対処できる技術や能力を身につけるための啓発に努めます。

※ フィルタリング…子どもの健全な育成に不適切な内容を含むウェブサイトを、子どもが閲覧できないようにすること

## ★関連事業

事業	内容	担当課
メディア・リテラシー育成のための講座の開催	メディア・リテラシーについての啓発のための講演会等を検討していきます。	青少年男女平等課
不健全な図書類等の浄化活動の推進	青少年健全育成協力員による書店等への活動を支援します。	
携帯電話やインターネットの使い方講座の開催(再掲)	企業と協力して、携帯電話やインターネットの使い方、使わせ方についての講座を検討します。	生涯学習推進課



### Ⅲ 快適でほんわかとする環境をめざして

…「まち」の視点から

#### 1 施設・設備の整備と充実

##### 【現状と課題】

スポーツやレクリエーション、文化活動は、青少年が心身ともに健康で豊かな生活を送る上で、大切なものとして認識されています。

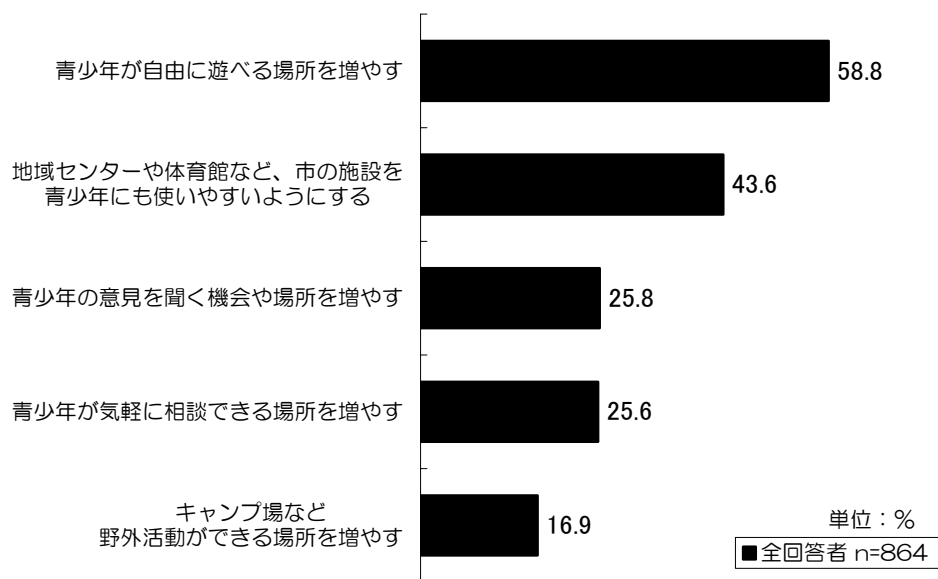
青少年の余暇の過ごし方は、社会情勢や価値観の変化、最近ではパソコンや携帯電話の普及などに伴い様変わりしています。しかし、基本的には青少年自身が日々を充実して過ごしたいという思いは変わりません。

また、青少年期におけるスポーツ・文化活動は、その活動を通じて夢中になる喜びを感じ、そこに集う人とふれあい、仲間をつくるよい機会となります。

青少年の実態調査では、青少年のために市に望むこととして、「青少年が自由に遊べる場所を増やす」や、「地域センターや体育館など、市の施設を青少年にも使いやすいうようにする」といった回答が高くなっています。

現在、市内には図書館や公民館、地域センター、総合体育館、児童館など多くの公共施設が整備されています。これらの施設のより一層の活用を図るとともに、青少年にとって使いやすい施設とすることが大切です。

## ●青少年のため市に望むこと



<資料：小平市青少年の意識・実態調査（平成18年）>

## 【施策の方向】

### ○市内の施設・設備の利用しやすいシステムづくり

- ・既存の公共施設を十分に活用できるよう、青少年にとって使いやすいしくみづくりを検討します。
- ・図書館機能の充実を図るなど、豊富な知識と豊かな情緒を育み自己形成ができる環境づくりに努めます。

### ★関連事業

事業	内容	担当課
公共施設の利用方法についての調査・研究	青少年にとって使いやすい公共施設の利用方法について、調査・研究します。	青少年男女平等課
図書館子ども講演会の開催（再掲）	市内にある図書館が持ち回りで講師を依頼し、子どもの興味を引く内容で講演を行います。	図書館
ティーンズコーナーの充実（再掲）	児童・青少年向けの図書の充実に向け、ティーンズコーナーを設置し、青少年にも親しみやすい本・雑誌を配置します。	

## ○スポーツを楽しめる公園や広場の充実

- ・青少年が部活動以外にも余暇を利用し、スポーツの楽しさを体験できる活動の機会と場の整備について検討します。

### ★関連事業

事業	内容	担当課
公園遊具の安全確保	全市立公園にある遊具を年1回定期点検し、必要に応じて随時修理を行います。	水と緑と公園課
プレイパークの設置の検討（再掲）	自然の中で、子どもたち同士の交流や仲間づくりを目指すための場づくりを検討します。	
屋外での活動環境の整備の検討	既存の公園・市民広場などを活用した屋外での活動環境の整備を検討します。	水と緑と公園課 体育課
遊び場（校庭）の開放	子どもの安全な遊び場の確保のため、小学校の校庭を遊び場として開放します。	体育課
子どもキャンプ場の運営	デイキャンプ・泊まり込みキャンプなど、青少年が利用できるキャンプ場を運営します。	

## 2 青少年の居場所の充実

### 【現状と課題】

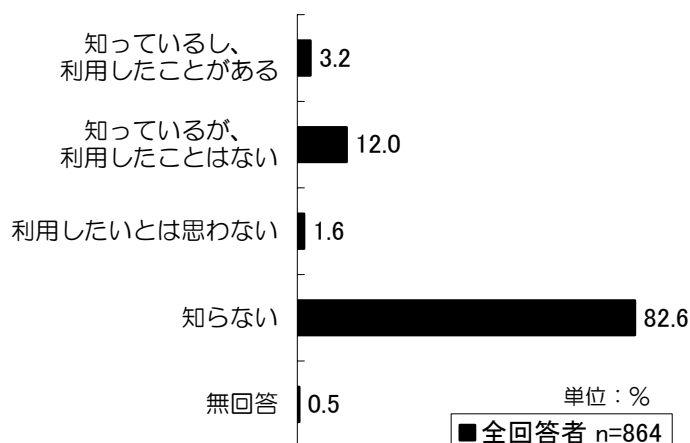
かつて、青少年は様々な年代が地域の中で集い、遊んだりする中で、他の人を尊重することや、社会の一員としての自覚、責任感などを学んできました。しかし、社会状況の変化に伴い、地域の中で、青少年が集える機会というのは減少しており、青少年として身につけるべき自覚や責任感に乏しいという状況も見受けられます。

また、少子化や核家族化の進行、親の働き方の変化に伴い、青少年が1人で放課後や休日を過ごすことが増え、このような場を狙った犯罪も増えています。

青少年からは、個人で、あるいは仲間と一緒に、安心して自由に過ごせる場、仲間づくりのための場や、放課後や休日に楽しく安心して過ごせる場、役割と責任を担い活動できる場など、心のよりどころとなるような居場所が求められています。

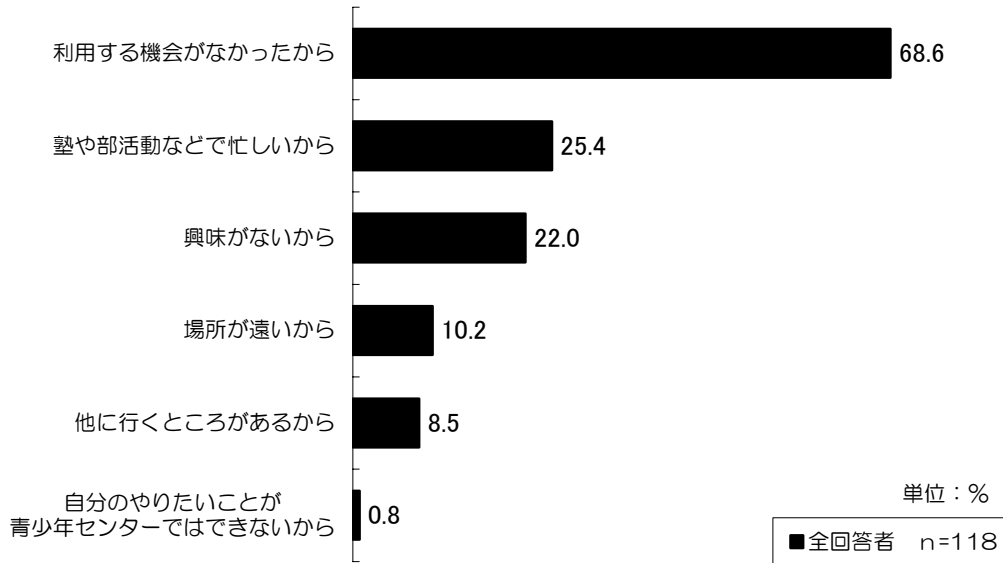
平成16年にはこのような声を受け「青少年センター」を設置しましたが、青少年の実態調査の結果では、青少年センターについてはまだ十分に認知されているとは言いがたい状況です。これからも青少年センターを周知する一方、地域の施設を生かしながら青少年のための居場所づくりを検討していかなければなりません。

### ●青少年センターの認知度



<資料：小平市青少年の意識・実態調査（平成18年）>

### ●青少年センターを利用しない理由



<資料：小平市青少年の意識・実態調査（平成 18 年）>

### 【施策の方向】

#### ○青少年センターの運営と活用

- ・青少年センターの周知に努め、青少年自らがセンターの運営の一端を担い、市の青少年にとって重要な拠点となるよう努めます。

#### ★関連事業

事業	内容	担当課
青少年センターだより「こげらっこ」の発行	青少年センターで開催する行事等を掲載し、周知に努めます。	青少年男女平等課
青少年センターの活用の検討(再掲)	青少年センターにおいて、体験や発表の場を設けることについて検討します。	
青少年センターでの活動の紹介(再掲)	青少年センターでの活動について市民に分かりやすい紹介を検討します。	

## ○フリースペースの確保

- ・青少年センター以外にも、地域に応じて、既存の公共施設の利用方法などを工夫し、青少年の居場所としての利用の在り方を検討します。

## ★関連事業

事業	内容	担当課
地域センターの運営	地域の人々の集まりの拠点となっている地域センターについて、スポーツや読書、自由に集まっておしゃべりできるなど、青少年にとって使いやすいスペースとなるよう活用します。	地域文化課
花小金井南児童館、小川町二丁目児童館の運営	子どもたちが遊びを通して、健やかな成長と情操を豊かにするための運営を進めます。	児童課
放課後子ども教室推進事業の拡充（再掲）	地域の人々の協力により、放課後子ども教室推進事業の拡充に努めます。	生涯学習推進課
友・遊「土曜子ども広場」の開設・拡充	小・中学生を対象に「学びの場」「遊びの場」を開設し、子供同士のふれあいの機会を設けます。また、ふれあいの機会としてより充実させるための場所や企画について検討します。	公民館

## 第5章 推進体制と進行管理





## 第5章 推進体制と進行管理

青少年の育成は、家庭を中心に、学校、地域、行政等がそれぞれに手を携え責任を持って進めていくことが重要です。一方で、青少年育成に関する施策は、広範で多岐にわたっていることから、それぞれの機関や組織、個人が自らの役割を認識するとともに、積極的に協力し、有機的な展開を図っていく必要があります。

### 1 市における連携

市においては保育園や小学校、中学校などの機関との連携・協力体制を充実するとともに、児童、福祉、教育分野等の横断的な連携・協力体制の充実を図ります。関係各課により、この計画の進捗状況を評価し、市民参加を進める中で計画の見直しを行い、進行管理に努めます。また、推進状況について青少年問題協議会や青少年センター運営等協議会に対し報告をしていきます。

#### ★関連事業

事業	内容	担当課
総合的な課題の取組の拡充	関係各機関の関連部署と連携を取り、毎年進捗状況を評価していきます。	青少年男女平等課 生涯学習推進課

## 2 青少年育成機関、地域の組織等との連携

青少年育成に関する主な機関としては「小平市青少年問題協議会」があります。

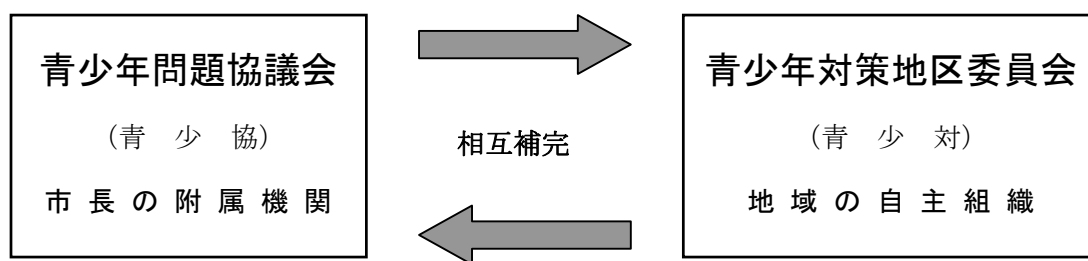
小平市青少年問題協議会は昭和 28 年 7 月に制定された「青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法」に基づき、昭和 36 年 4 月、「小平市（町）青少年問題協議会条例」が制定され、市（町）長の附属機関として設置されました。青少年問題協議会では、青少年問題に関する総合施策の樹立について調査審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を図るほか、市長と区域内関係行政機関に対し、意見を述べるができる独自の性格を持ちます。

また、昭和 54 年 4 月に設置された、青少年育成に関する各機関からなる「小平市青少年対策関係機関連絡会議」では、青少年を取り巻く社会環境の整備や浄化、青少年の健全育成を効果的に推進するため、それぞれの団体の活動状況等の連絡・調整を行い、青少年施策のきめ細やかな運営を図っています。

さらに、青少年一人ひとりと向き合うためのより身近な組織として、19 の「青少年対策地区委員会」が活動をしています。

小平市青少年対策地区委員会は昭和 39 年 7 月、「小平市青少年対策地区委員会会則（基準）」に基づき、青少年問題に関する地域活動の強化を図るため、地域の自主組織として設置されました。その後昭和 57 年度から地区単位を小学校通学区域として、地域の特性を生かした活動が活発に展開され、地域に着実に定着し、継続性のある活動を実施しています。

これらの機関や組織を中心に、青少年センターの運営や本プランの推進を図るための組織としての青少年センター運営等協議会などとの情報提供のネットワーク化をはじめ、連携強化を図っていきます。



- ▼青少年に関する総合的施策の樹立につき、必要な重要事項の調査・審議
- ▼関係行政機関相互の連絡調整
- ▼市長及び区域内関係行政機関に対する意見具申

- ▼地域における関係機関の総合調整・青少年健全育成活動の実施
- ▼青少協で審議された施策に協力・推進

★関連事業

事業	内容	担当課
子育て支援協議会の運営 (再掲)	子育て支援事業に関する検討を行うため、協議会を開催し、その運営に当たります。	児童課
要保護児童対策地域協議会の運営 (再掲)	被虐待、非行など保護が必要な児童(要保護児童)を支援するため関係機関の連携・協力を強化します。	
青少年問題協議会の運営	青少年問題に関する総合施策の樹立について審議調査を行うため、協議会を開催し、その運営に当たります。	青少年男女平等課
青少年対策関係機関連絡会議の運営	社会環境の整備及び浄化、並びに健全育成を効果的に推進するため、連絡会議を開催し、運営に当たります。	
青少年センター運営等協議会の運営	青少年センターの円滑な運営及び小平市青少年育成プランの推進を図るため、協議会を開催し、その運営に当たります。	
「青少年事業の概要」の発行	青少年関連事業の概要と実績について報告書にまとめ、発行します。	
子ども会指導者養成事業の実施 (再掲)	子ども会活動の育成・助成・指導者の養成を支援します。	
青少年委員による活動	青少年教育、余暇指導、団体の育成、地域活動に対する支援を行います。	生涯学習推進課
青少年対策地区委員会活動の支援 (再掲)	地域の特長を生かした、活発で継続性のある活動を推進するための事業を支援します。	
放課後子ども教室推進事業の拡充 (再掲)	地域の人々の協力により、放課後子ども教室推進事業の拡充に努めます。	

#### ★ 小平市青少年センター

市では、青少年の自主的な交流を図り、中・高校生を中心に気軽に利用できる場所として、平成16年1月、「小平市青少年センター」を設立し、青少年の居場所として機能しています。また、青少年センターでは、「企画実行委員会」という中学生・高校生が中心となって活動する場を設け、実行委員がイベントなどを企画・実施しています。

さらに、青少年センターの円滑な運営や小平市青少年育成プランの推進を図るため、「小平市青少年センター運営等協議会」を設置し、青少年の健全育成に努めています。

### 3 他計画との連携

本プランは「第三次長期総合計画—こだいら21世紀構想・前期基本計画」に基づいた青少年育成部門の計画であるため、当基本計画との整合に留意し、長期的な視点で青少年の健全育成に向け、市が行う施策の基本的方向を示しています。

また、「次世代育成支援行動計画」や「第3期地域保健福祉計画」など、他の計画との整合にも留意しながら、連携を図っていきます。

## 第6章 參考資料



# 児 童 憲 章

昭和26年5月5日

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会を失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱いからまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または、精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

# 児童の権利に関する条約

平成6(1994)年5月16日条約第2号

発効 平成6(1994)年5月22日

## 前文

この条約の締約国は、  
国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかけがえのない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員特に児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーブ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約(特に第23条及び第24条)、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(特に第10条)並びに児童の福祉に関係する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に

考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則(北京規則)及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、

極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別な配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、  
次のとおり協定した。

## 第1部

### 第1条(児童の定義)

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

### 第2条(差別の禁止)

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

### 第3条(児童に対する措置の原則)

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適性な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。



#### 第4条（締約国の義務）

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

#### 第5条（父母等の責任、権利及び義務の尊重）

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

#### 第6条（生命に対する固有の権利）

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

#### 第7条（登録、氏名及び国籍等に関する権利）

- 1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。
- 2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

#### 第8条（国籍等身元関係事項を保持する権利）

- 1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。
- 2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

#### 第9条（父母からの分離についての手続き及び児童が父母との接触を維持する権利）

- 1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。
- 2 すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。
- 3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合は除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係

及び直接の接触を維持する権利を尊重する。

- 4 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去、強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。）等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

#### 第10条（家族の再統合に対する配慮）

- 1 前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。
- 2 父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除くほか定期的に父母との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。このため、前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及びその父母がいずれの国（自国を含む。）からも出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利は、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制度にのみ従う。

#### 第11条（児童の不法な国外移送、帰還できない実態の除去）

- 1 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる。
- 2 このため、締約国は、二国間若しくは多数国間の協定の締結又は現行の協定への加入を促進する。

#### 第12条（意見を表明する権利）

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

#### 第13条（表現の自由）

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境と

のかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

(a) 他の者の権利又は信用の尊重。

(b) 国の安全、公的秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

#### 第14条（思想、良心及び宗教の自由）

1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。

2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。

3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

#### 第15条（結社及び集会の自由）

1 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。

2 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

#### 第16条（私生活等に対する不法な干渉からの保護）

1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。

2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

#### 第17条（多様な情報源からの情報及び資料の利用）

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、

(a) 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第29条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体（マス・メディア）が普及させるよう奨励する。

(b) 国の内外の多様な情報源（文化的にも多様な情報源を含む。）からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。

(c) 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。

(d) 少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体（マス・メディア）が特に考慮するよう奨励する。

(e) 第13条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

#### 第18条（児童の養育及び発達についての父母の責任と国の援助）

1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。

3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

#### 第19条（監護を受けている間における虐待からの保護）

1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

#### 第20条（家庭環境を奪われた児童等に対する保護及び援助）

1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。

2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。

3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカファーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的背景について、十分な考慮を払うものとする。

#### 第21条（養子縁組に際しての保護）

養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するものとし、また、

- (a) 児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。この場合において、当該権限のある当局は、適用のある法律及び手続に従い、かつ、信頼し得るすべての関連情報に基づき、養子縁組が父母、親族及び法定保護者に関する児童の状況にかんがみ許容されること並びに必要な場合には、関係者が所要のカウンセリングに基づき養子縁組について事情を知らされた上での同意を与えていることを認定する。
- (b) 児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することができることを認める。
- (c) 国際的な養子縁組が行われる児童が国内における養子縁組の場合における保護及び基準と同等のものを享受することを確保する。
- (d) 国際的な養子縁組において当該養子縁組が関係者に不当な金銭上の利得をもたらすことがないことを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- (e) 適当な場合には、二国間又は多数国間の取極又は協定を締結することによりこの条の目的を促進し、及びこの枠組みの範囲内で他国における児童の養子縁組が権限のある当局又は機関によって行われることを確保するよう努める。

#### 第22条 (難民の児童等に対する保護及び援助)

- 1 締約国は、難民の地位を求めている児童又は適用のある国際法及び国際的な手続若しくは国内法及び国内的な手続に基づき難民と認められている児童が、父母又は他の者に付き添われているかいないかを問わず、この条約及び自国が締約国となっている人権又は人道に関する他の国際文書に定める権利であって適用のあるものの享受に当たり、適当な保護及び人道的援助を受けることを確保するための適当な措置をとる。
- 2 このため、締約国は、適当と認める場合には、1の児童を保護し及び援助するため、並びに難民の児童の家族との再統合に必要な情報を得ることを目的としてその難民の児童の父母又は家族の他の構成員を捜すため、国際連合及びこれと協力する他の権限のある政府間機関又は関係非政府機関による努力に協力する。その難民の児童は、父母又は家族の他の構成員が発見されない場合には、何らかの理由により恒久的又は一時的にその家庭環境を奪われた他の児童と同様にこの条約に定める保護が与えられる。

#### 第23条 (心身障害を有する児童に対する特別の養護及び援助)

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用

可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。

- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を擁護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

#### 第24条 (健康を享受すること等についての権利)

- 1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
- 2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
  - (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
  - (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
  - (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と戦うこと。
  - (d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
  - (e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
  - (f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。

3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。

4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

#### 第25条（児童の処遇等に関する定期的審査）

締約国は、児童の身体又は精神の養護、保護又は治療を目的として権限のある当局によって収容された児童に対する処遇及びその収容に関連する他のすべての状況に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める。

#### 第26条（社会保障からの給付を受ける権利）

1 締約国は、すべての児童が社会保険その他の社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するための必要な措置をとる。

2 1の給付は、適当な場合には、児童及びその扶養について責任を有する者の資力及び事情並びに児童によって又は児童に代わって行われる給付の申請に関する他のすべての事項を考慮して、与えられるものとする。

#### 第27条（相当な生活水準についての権利）

1 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。

2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。

3 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。

4 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めの作成を促進する。

#### 第28条（教育についての権利）

1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助

の提供のような適当な措置をとる。

(c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。

(d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。

(e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。

2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

#### 第29条（教育の目的）

1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。

(a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。

(c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。

(d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の間の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。

(e) 自然環境の尊重を育成すること。

2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

#### 第30条（少数民族に属し又は原住民である児童の文化、宗教及び言語についての権利）

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

#### 第31条（休息、余暇及び文化的生活に関する権利）

1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に

十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

### 第32条（経済的搾取からの保護、有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利）

- 1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。
- 2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、
  - (a) 雇用が認められるための一又は二以上の最低年齢を定める。
  - (b) 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。
  - (c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

### 第33条（麻薬の不正使用等からの保護）

締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びにこれらの物質の不正な生産及び取引における児童の使用を防止するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含むすべての適当な措置をとる。

### 第34条（性的搾取、虐待からの保護）

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

### 第35条（児童の誘拐、売買等からの保護）

締約国は、あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

### 第36条（他のすべての形態の搾取からの保護）

締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する。

### 第37条（拷問等の禁止、自由を奪われた児童の取扱い） 締約国は、次のことを確保する。

- (a) いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと。死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、十八歳未満の者が行った犯罪について科さないこと。
- (b) いかなる児童も、不法に又は恣意的にその自由

を奪われないこと。児童の逮捕、抑留又は拘禁は、法律に従って行うものとし、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いること。

(c) 自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。

(d) 自由を奪われたすべての児童は、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有し、裁判所その他の権限のある、独立の、かつ、公平な当局においてその自由の剥奪の合法性を争い並びにこれについての決定を速やかに受ける権利を有すること。

### 第38条（武力紛争における児童の保護）

- 1 締約国は、武力紛争において自国に適用される国際人道法の規定で児童に関係を有するものを尊重し及びこれらの規定の尊重を確保することを約束する。
- 2 締約国は、15歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。
- 3 締約国は、15歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、15歳以上18歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。
- 4 締約国は、武力紛争において文民を保護するための国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

### 第39条（搾取、虐待、武力紛争等による被害を受けた児童の回復のための措置）

締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。

### 第40条（刑法を犯したと申し立てられた児童等の保護）

- 1 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことがなるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。
- 2 このため、締約国は、国際文書の関連する規定

を考慮して、特に次のことを確保する。

- (a) いかなる児童も、実行の時に国内法又は国際法により禁じられていなかった作為又は不作為を理由として刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されないこと。
- (b) 刑法を犯したと申し立てられ又は訴追されたすべての児童は、少なくとも次の保障を受けること。
  - (i) 法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定されること。
  - (ii) 速やかにかつ直接に、また、適当な場合には当該児童の父母又は法定保護者を通じてその罪を告げられること並びに防御の準備及び申立てにおいて弁護人その他適当な援助を行う者を持つこと。
  - (iii) 事案が権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関により法律に基づく公正な審理において、弁護人その他適当な援助を行う者の立会い及び、特に当該児童の年齢又は境遇を考慮して児童の最善の利益にならないと認められる場合を除くほか、当該児童の父母又は法定保護者の立会いの下に遅滞なく決定されること。
  - (iv) 供述又は有罪の自白を強要されないこと。不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに対等の条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。
  - (v) 刑法を犯したと認められた場合には、その認定及びその結果科せられた措置について、法律に基づき、上級の、権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関によって再審理されること。
  - (vi) 使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。
  - (vii) 手続のすべての段階において当該児童の私生活が十分に尊重されること。
- 3 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定された児童に特別に適用される法律及び手続の制定並びに当局及び施設の設置を促進するよう努めるものとし、特に、次のことを行う。
  - (a) その年齢未満の児童は刑法を犯す能力を有しないと推定される最低年齢を設定すること。
  - (b) 適当なかつ望ましい場合には、人権及び法的保護が十分に尊重されていることを条件として、司法上の手続に訴えることなく当該児童を取り扱う措置をとること。
- 4 児童がその福祉に適合し、かつ、その事情及び犯罪の双方に応じた方法で取り扱われることを確保するため、保護、指導及び監督命令、カウンセリング、保護観察、里親委託、教育及び職業訓練計画、施設における養護に代わる他の措置等の種々の処置が利用し得るものとする。

#### 第41条（締約国の法律及び締約国について有効な国際法との関係）

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる

規定であって児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法律
- (b) 締約国について効力を有する国際法

## 第2部

### 第42条（条約の広報）

締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らさせることを約束する。

### 第43条（児童の権利委員会の設置）

- 1 この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この部に定める任務を行う。
- 2 委員会は、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力を認められた18人の専門家で構成する。委員会の委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、衡平な地理的配分及び主要な法体系を考慮に入れる。
- 3 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 4 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月以内に行うものとし、その後の選挙は、2年ごとに行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも4箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、この条約の締約国に送付する。
- 5 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。これらの会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。これらの会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。
- 6 委員会の委員は、4年の任期で選出される。委員は、再指名された場合には、再選される資格を有する。最初の選挙において選出された委員のうち5人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの5人の委員は、最初の選挙の後直ちに、最初の選挙が行われた締約国の会合の議長によりくじ引で選ばれる。
- 7 委員会の委員が死亡し、辞任し又は他の理由のため委員会の職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、委員会の承認を条件として自国民の中から残余の期間職務を遂行する他の専門家を

任命する。

- 8 委員会は、手続規則を定める。
- 9 委員会は、役員を2年の任期で選出する。
- 10 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。委員会は、原則として毎年1回会合する。委員会の会合の期間は、国際連合総会の承認を条件としてこの条約の締約国の会合において決定し、必要な場合には、再検討する。
- 11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。
- 12 この条約に基づいて設置する委員会の委員は、国際連合総会が決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

#### 第44条（報告の提出義務）

- 1 締約国は、
  - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から2年以内に、
  - (b) その後は5年ごとに、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を国際連合事務総長を通じて委員会に提出することを約束する。
- 2 この条の規定により行われる報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、これらの要因及び障害を記載する。当該報告には、また、委員会が当該国における条約の実施について包括的に理解するために十分な情報を含める。
- 3 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、1 (b)の規定に従って提出するその後の報告においては、既に提供した基本的な情報を繰り返す必要はない。
- 4 委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。
- 5 委員会は、その活動に関する報告を経済社会理事会を通じて2年ごとに国際連合総会に提出する。
- 6 締約国は、1の報告を自国において公衆が広く利用できるようにする。

#### 第45条（児童の権利委員会の任務）

この条約の効果的な実施を促進し及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、

- (a) 専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適当と認める場合には、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関する

この条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

- (b) 委員会は、適当と認める場合には、技術的な助言若しくは援助の要請を含んでおり又はこれらの必要性を記載している締約国からのすべての報告を、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び提案がある場合は当該見解及び提案とともに、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に送付する。
- (c) 委員会は、国際連合総会に対し、国際連合事務総長が委員会のために児童の権利に関連する特定の事項に関する研究を行うよう同事務総長に要請することを勧告することができる。
- (d) 委員会は、前条及びこの条の規定により得た情報に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、関係締約国に送付し、締約国から意見がある場合にはその意見とともに国際連合総会に報告する。

### 第3部

#### 第46条（署名）

この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

#### 第47条（批准）

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

#### 第48条（加入）

この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

#### 第49条（効力発生）

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

#### 第50条（改正）

- 1 いずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国に対し、その改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国の会議の開催についての賛否を示すよう要請する。その送付の日から4箇月以内に締約国の3分の1以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主権の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。
- 2 1の規定により採択された改正は、国際連合総会が承認し、かつ、締約国の3分の2以上の多数が受諾した時に、効力を生ずる。
- 3 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正

前のこの条約の規定（受諾した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

#### **第51条（留保）**

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、同事務総長により受領された日に効力を生ずる。

#### **第52条（廃棄）**

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後1年で効力を生ずる。

#### **第53条（寄託者）**

国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指名される。

#### **第54条（正文）**

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。



# 東京都青少年の健全な育成に関する条例

制定 昭和39年8月1日条例第181号

改正 平成4年3月31日条例第19号 平成9年10月16日条例第75号  
平成13年3月30日条例第30号 平成16年3月31日条例第43号  
平成17年3月31日条例第25号 平成19年3月16日条例第9号

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条—第4条の3）

第2章 優良図書類等の推奨及び表彰（第5条・第6条）

第3章 不健全な図書類等の販売等の規制（第7条—第18条の2）

第3章の2 青少年の性に関する健全な判断能力の育成（第18条の3—第18条の6）

第3章の3 インターネット利用環境の整備（第18条の7—第18条の9）

第4章 東京都青少年健全育成審議会（第19条—第24条の2）

第5章 罰則（第24条の3—第30条）

第6章 雑則（第31条）

付則

われら都民は、次代の社会をになうべき青少年が、社会の一員として敬愛され、かつ、良い環境のなかで心身ともに健やかに成長することをねがうものである。

われら都民は、家庭及び勤労の場所その他の社会における正しい指導が、青少年の人格の形成に寄与するところきわめて大なることを銘記しなければならない。

われら都民は、心身ともに健全な青少年を育成する責務を有することを深く自覚し、青少年もまた社会の成員としての自覚と責任をもって生活を律するように努めなければならない。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 青少年 18歳未満の者をいう。

(2) 図書類 販売若しくは頒布又は閲覧若しくは観覧に供する目的をもつて作成された書籍、雑誌、文書、図画、写真、ビデオテープ及びビデオディスク並びにコンピュータ用のプログラム又はデータを記録したシー・ディー・ロムその他の電磁的方法による記録媒体並びに映写用の映画フィルム及びスライドフィルムをいう。

(3) 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。

(4) 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

### （適用上の注意）

第3条 この条例の適用にあつては、その本来の目的を逸脱して、これを濫用し、都民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

### （青少年の人権等への配慮）

第3条の2 この条例の適用に当たつては、青少年の人権を尊重するとともに、青少年の身体的

又は精神的な特性に配慮しなければならない。

(都の責務)

第4条 都は、青少年を健全に育成するために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 都は、都民、区市町村、事業者及び都民又は事業者で構成する団体並びに青少年の健全な育成にかかわる団体と協働して、前項の施策を推進するための体制を整備するものとする。
- 3 都は、区市町村その他の公共団体又は公共的団体が青少年の健全な育成を図ることを目的として行う事業について、これを指導し、助成するように努めるものとする。
- 4 知事は、毎年、青少年の健全な育成に関する都の施策の内容を都民に公表しなければならない。

(保護者の責務)

第4条の2 保護者(親権を行う者、後見人その他の者で青少年を現に保護監督するものをいう。

以下同じ。)は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚して、青少年を保護し、教育するように努めるとともに、青少年が健やかに成長することができるように努めなければならない。

- 2 保護者は、青少年の保護又は育成にかかわる行政機関から、児童虐待等青少年の健全な育成が著しく阻害されている状況について、助言又は指導を受けた場合は、これを尊重し、その状況を改善するために適切に対応するように努めなければならない。

(都民の申出)

第4条の3 都民は、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるもの又は青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるものがあるときは、その旨を知事に申し出ることができる。

## 第2章 優良図書類等の推奨及び表彰

(優良図書類等の推奨)

第5条 知事は、次に掲げるもので、東京都規則で定める基準に該当し、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるものを推奨することができる。

- (1) 図書類で、その内容が特にすぐれていると認められるもの
- (2) 映画、演劇、演芸及び見せもの(以下「映画等」という。)で、その内容が特にすぐれていると認められるもの
- (3) がん具その他これに類するもの(以下「がん具類」という。)で、その構造または機能が特にすぐれていると認められるもの

(表彰)

第6条 知事は、青少年の健全な育成を図るうえに必要ながあると認めるときは、次の各号に掲げるものを表彰することができる。

- (1) 青少年を健全に育成するために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの
- (2) 青少年または青少年の団体で、その行動が他の模範になると認められるもの
- (3) 前条の規定により知事が推奨した図書類、映画等及びがん具類で、特に優良であると認められるものを作成し、または公衆の観覧に供したものと及びこれに関与したもの
- (4) 次条の規定による自主規制を行つた者で、青少年の健全な育成に寄与するところが特に大であると認められるもの

## 第3章 不健全な図書類等の販売等の規制

(図書類等の販売等及び興行の自主規制)

第7条 図書類の発行、販売又は貸付けを業とする者並びに映画等を主催する者及び興行場(興行場法(昭和23年法律第137号)第1条の興行場をいう。以下同じ。)を営業者は、図書類又は映画等の内容が、青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、当該図書類又は映画等を青少年に販売し、頒布し、若しくは貸し付け、又は観覧させないように努めなければならない。

(がん具類の販売等の自主規制)

第7条の2 がん具類の製造又は販売を業とする者は、がん具類の構造又は機能が、青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、当該がん具類を青少年に販売し、又は頒布しないように努めなければならない。

(刃物の販売等の自主規制)

第7条の3 刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。以下同じ。）の製造又は販売を業とする者は、刃物の構造又は機能が、青少年又はその他の者の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、当該刃物を青少年に販売し、又は頒布しないように努めなければならない。

(不健全な図書類等の指定)

第8条 知事は、次に掲げるものを青少年の健全な育成を阻害するものとして指定することができる。

(1) 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている図書類又は映画等で、その内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの

(2) 販売され、又は頒布されているがん具類で、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの

(3) 販売され、又は頒布されている刃物で、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年又はその他の者の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあると認められるもの

2 前項の指定は、指定するものの名称、指定の理由その他必要な事項を告示することによつてこれを行わなければならない。

3 知事は、前二項の規定により指定したときは、直ちに関係者にこの旨を周知しなければならない。

(指定図書類の販売等の制限)

第9条 図書類の販売又は貸付けを業とする者及びその代理人、使用人その他の従業者並びに営業に関して図書類を頒布する者及びその代理人、使用人その他の従業者（以下「図書類販売業者等」という。）は、前条第1項第1号の規定により知事が指定した図書類（以下「指定図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

2 図書類の販売又は貸付けを業とする者及び営業に関して図書類を頒布する者は、指定図書類を陳列するとき（自動販売機等により図書類を販売し、又は貸し付ける場合を除く。以下この条において同じ。）は、青少年が閲覧できないように東京都規則で定める方法により包装しなければならない。

3 図書類販売業者等は、指定図書類を陳列するときは、東京都規則で定めるところにより当該指定図書類を他の図書類と明確に区分し、営業の場所の容易に監視することのできる場所に置かなければならない。

4 何人も、青少年に指定図書類を閲覧させ、又は観覧させないように努めなければならない。

(表示図書類の販売等の制限)

第9条の2 図書類の発行を業とする者（以下「図書類発行業者」という。）は、図書類の発行、販売若しくは貸付けを業とする者により構成する団体で倫理綱領等により自主規制を行うもの（以下「自主規制団体」という。）又は自らが、第8条第1項第1号の東京都規則で定める基準に照らし、青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認める内容の図書類に、青少年が閲覧し、又は観覧することが適当でない旨の表示をするように努めなければならない。

2 図書類販売業者等は、前項に定める表示をした図書類（指定図書類を除く。以下「表示図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けないように努めなければならない。

3 図書類発行業者は、表示図書類について、青少年が閲覧できないように東京都規則で定める方法により包装するように努めなければならない。

4 図書類販売業者等は、表示図書類を陳列するとき（自動販売機等により図書類を販売し、又

は貸し付ける場合を除く。)は、東京都規則で定めるところにより当該表示図書類を他の図書類と明確に区分し、営業の場所の容易に監視することのできる場所に置くように努めなければならない。

- 5 何人も、青少年に表示図書類を閲覧させ、又は観覧させないように努めなければならない。  
(表示図書類に関する勧告)

第9条の3 知事は、指定図書類のうち定期的に刊行されるものについて、当該指定の日以後直近の時期に発行されるものから表示図書類とするように自主規制団体又は図書類発行者に勧告することができる。

- 2 知事は、表示図書類について、前条第2項から第4項までの規定が遵守されていないと認めるときは、図書類販売業者等又は図書類発行者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。  
(東京都青少年健全育成協力員)

第9条の4 知事は、都民の協力を得て、第9条及び第9条の2の規定による指定図書類及び表示図書類の陳列がより適切に行われるように、知事が定めるところにより、東京都青少年健全育成協力員を置くことができる。

(指定映画の観覧の制限)

第10条 興行場において、第8条第1項第1号の規定により知事が指定した映画(以下「指定映画」という。)を上映するときは、当該興行場を経営する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、これを青少年に観覧させてはならない。

- 2 何人も、青少年に指定映画を観覧させないように努めなければならない。  
(指定演劇等の観覧の制限)

第11条 興行場において、第8条第1項第1号の規定により知事が指定した演劇、演芸又は見せもの(以下「指定演劇等」という。)を上演し、又は観覧に供するときは、当該興行場を経営する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、これを青少年に観覧させてはならない。

(観覧等の制限の掲示)

第12条 指定映画または指定演劇等を上映し、上演し、または観覧に供している興行場を経営する者は、当該興行場の入口の見やすいところに、東京都規則で定める様式による掲示をしておかなければならない。

(指定がん具類の販売等の制限)

第13条 がん具類の販売を業とする者及びその代理人、使用人その他の従業者並びに営業に関してがん具類を頒布する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、第8条第1項第2号の規定により知事が指定したがん具類(以下「指定がん具類」という。)を青少年に販売し、又は頒布してはならない。

- 2 何人も、青少年に指定がん具類を所持させないように努めなければならない。  
(指定刃物の販売等の制限)

第13条の2 何人も、第8条第1項第3号の規定により知事が指定した刃物(以下「指定刃物」という。)を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

- 2 何人も、青少年に指定刃物を所持させないように努めなければならない。  
(自動販売機等管理者の設置等)

第13条の3 自動販売機等による図書類又は特定がん具類(性的感情を刺激するがん具類で、性具その他の性的な行為の用に供するがん具類及び性器を模したがん具類をいう。以下同じ。)の販売又は貸付けを業とする者(以下「自動販売機等業者」という。)は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等の管理を行う者(以下「自動販売機等管理者」という。)を置かなければならない。

- 2 自動販売機等管理者は、東京都内に住所を有し、当該自動販売機等の管理を適正に行うことができる者でなければならない。

3 自動販売機等により図書類又は特定がん具類を販売し、又は貸し付けようとする者は、販売又は貸付けを開始する日の15日前までに、当該自動販売機等ごとに、東京都規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称、住所及び電話番号
- (2) 自動販売機等の機種及び製造番号

- (3) 自動販売機等の設置場所
  - (4) 自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、東京都規則で定める事項
- 4 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があつた日又は廃止した日から15日以内に、東京都規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 5 第3項の規定による届出をした者は、東京都規則で定めるところにより、当該届出に係る自動販売機等の見やすい箇所に、自動販売機等業者及び自動販売機等管理者の氏名又は名称、住所その他東京都規則で定める事項を明確に表示しなければならない。前項の規定による変更の届出をしたときも、同様とする。
- (自動販売機等への指定図書類等の収納禁止等)
- 第13条の4 自動販売機等業者は、指定図書類又は指定がん具類（特定がん具類であるものに限る。）を自動販売機等に収納してはならない。
- 2 自動販売機等業者及び自動販売機等管理者は、当該自動販売機等業者の設置する自動販売機等に収納されている図書類又は特定がん具類が指定図書類又は指定がん具類となつたときは、直ちに当該指定図書類又は指定がん具類を撤去しなければならない。
- (自動販売機等に対する措置)
- 第13条の5 自動販売機等業者は、表示図書類若しくは青少年に対し性的感情を刺激し、残虐性を助長し、若しくは自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあり、第8条第1項第1号の東京都規則で定める基準に準ずる内容の図書類（指定図書類を除く。）又は特定がん具類（指定がん具類を除く。）を収納している自動販売機等について、青少年が当該図書類又は特定がん具類を観覧できず、かつ、購入し、又は借り受けることができないように東京都規則で定める措置をとらなければならない。
- (自動販売機等の設置に関する距離制限)
- 第13条の6 自動販売機等業者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び幼稚園を除く。）の敷地の周囲100メートルの区域内においては、前条に規定する自動販売機等を設置しないように努めなければならない。
- (自動販売機等に関する適用除外)
- 第13条の7 前4条の規定は、他の法令により青少年を客として入場させることが禁止され、かつ、外部から図書類又は特定がん具類を購入し、又は借り受けることができない場所に設置される自動販売機等については適用しない。
- (自動販売機等業者等への勧告)
- 第13条の8 知事は、自動販売機等業者又は自動販売機等管理者に対し、当該自動販売機等業者が設置し、又は当該自動販売機等管理者が管理する自動販売機等に係る図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けの状況が、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認めるときは、販売若しくは貸付けの方法又は自動販売機等の設置場所について、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- (有害広告物に対する措置)
- 第14条 知事は、広告物の形態又はその広告の内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく残虐性を助長するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認めるときは、当該広告物の広告主又はこれを管理する者に対し、当該広告物の形態又は広告の内容の変更その他必要な措置を命ずることができる。
- (質受け及び古物買受けの制限)
- 第15条 質屋（質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋をいう。以下同じ。）は、青少年から物品（次条第1項に規定する物を除く。）を質に取つて金銭を貸し付けてはならない。
- 2 古物商（古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商をいう。以下同じ。）は、青少年から古物（次条第1項に規定する物を除く。）を買い受けてはならない。
- 3 前二項の規定は、青少年が保護者の委託を受け、又は保護者の同行若しくは同意を得て、物品の質入れ又は古物の売却をするものと認められるときは、適用しない。
- 4 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年から質入れ又は古物の売却の委託を受けない

ように努めなければならない。

(着用済み下着等の買受け等の禁止)

第15条の2 何人も、青少年から着用済み下着等（青少年が一度着用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿をいい、青少年がこれらに該当すると称した下着、だ液又はふん尿を含む。以下この条において同じ。）を買受け、売却の委託を受け、又は着用済み下着等の売却の相手方を青少年に紹介してはならない。

2 何人も、前項に規定する行為が行われることを知つて、その場所を提供してはならない。

(青少年への勧誘行為の禁止)

第15条の3 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。

(1) 青少年が一度着用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿を売却するように勧誘すること。

(2) 性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）において客に接する業務に従事するように勧誘すること。

(3) 接待飲食等営業（風適法第2条第4項に規定する接待飲食等営業のうち、同条第1項第2号に該当する営業をいう。）の客となるように勧誘すること。

(深夜外出の制限)

第15条の4 保護者は、通勤又は通学その他正当な理由がある場合を除き、深夜（午後11時から翌日午前4時までの時間をいう。以下同じ。）に青少年を外出させないように努めなければならない。

2 何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

3 何人も、深夜に外出している青少年に対しては、その保護及び善導に努めなければならない。ただし、青少年が保護者から深夜外出の承諾を得ていることが明らかである場合は、この限りでない。

4 深夜に営業を営む事業者及びその代理人、使用人、その他の従業者は、当該時間帯に、当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

(深夜における興行場等への立入りの制限等)

第16条 次に掲げる施設を経営する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜においては、当該施設に青少年を立ち入らせてはならない。

(1) 興行場

(2) 設備を設けて客にボウリング、スケート又は水泳を行わせる施設

(3) 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設

(4) 設備を設けて客に主に図書類の閲覧若しくは観覧又は電気通信設備によるインターネットの利用を行わせる施設（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館を除く。）

2 前項各号に掲げる施設を経営する者は、深夜において営業を営む場合は、当該営業の場所の入口の見やすいところに、東京都規則で定める様式による掲示をしておかなければならない。

(立入調査)

第17条 知事が指定した知事部局の職員は、この条例の施行に必要な限度において、図書類の販売若しくは貸付けを業とする者の営業の場所又は営業に関して図書類を頒布する者の営業の場所に営業時間内において立ち入り、調査を行い、又は関係者に質問し、若しくは資料の提出を求めることができる。

2 知事が指定した知事部局の職員及び警視總監が指定した警察官は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる場所に営業時間（第6号に掲げる営業の場所にあつては、深夜における営業時間とする。）内において立ち入り、調査を行い、又は関係者に質問し、若しくは資料の提出を求めることができる。

(1) 興行場

(2) がん具類若しくは刃物の販売を業とする者の営業の場所又は営業に関してがん具類若しくは刃物を頒布する者の営業の場所

- (3) 自動販売機等業者の営業の場所
  - (4) 質屋又は古物商の営業の場所
  - (5) 第15条の2第1項に規定する行為を行うために提供されている場所
  - (6) 前条第1項第2号から第4号までに掲げる施設を経営する者の営業の場所
- 3 前二項の場合において、知事が指定した知事部局の職員は東京都規則で、警視総監が指定した警察官は東京都公安委員会規則で定める様式による証票を携帯し、あらかじめ、これを関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警告)

第18条 前条第1項の知事が指定した知事部局の職員は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。

- (1) 第9条第1項の規定に違反して青少年に指定図書類を販売し、頒布し、又は貸し付けた者
  - (2) 第9条第2項の規定に違反して同項の規定による包装を行わなかった者
  - (3) 第9条第3項の規定に違反して同項の規定による陳列を行わなかった者
- 2 前条第2項の知事が指定した知事部局の職員及び警視総監が指定した警察官は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。
- (1) 第10条第1項の規定に違反して青少年に指定映画を観覧させた者
  - (2) 第11条の規定に違反して青少年に指定演劇等を観覧させた者
  - (3) 第13条第1項の規定に違反して青少年に指定がん具類（特定がん具類であるものに限る。）を販売し、又は頒布した者
  - (4) 第13条の3第5項の規定に違反して表示を怠つた者
  - (5) 第13条の4第1項又は第2項の規定に違反して自動販売機等に指定図書類又は指定がん具類を収納し、又は撤去しなかった者
  - (6) 第13条の5の規定に違反して同条に規定する措置をとらなかつた者
  - (7) 第15条第3項の規定に該当する場合を除き、同条第1項の規定に違反して青少年から物品を質に取つて金銭を貸し付けた者
  - (8) 第15条第3項の規定に該当する場合を除き、同条第2項の規定に違反して青少年から古物を買受けた者
  - (9) 第15条の3の規定に違反して同条各号に掲げるいずれかの行為を行つた者
  - (10) 第12条又は第16条第2項の規定に違反して掲示を怠つた者
- 3 第1項各号及び前項第1号から第9号までの各号のいずれかに該当する者が、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人及びこれらの代理人に対しても、これらの項の規定による警告を発することができる。
- 4 第1項各号及び第2項第1号から第9号までの警告は、知事が指定した知事部局の職員が行う場合は東京都規則で、警視総監が指定した警察官が行う場合は東京都公安委員会規則で定める様式による警告書を交付して行うものとする。

(審議会への諮問)

第18条の2 知事は、第5条の規定による推奨をし、第8条の規定による指定をし、又は第14条の規定による措置を命じようとするときは、第19条に規定する東京都青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により、東京都青少年健全育成審議会の意見を聴くときは、第7条から第7条の3までに規定する自主規制を行つている団体があるときは、必要に応じ、当該団体の意見を聴かなければならない。

### 第3章の2 青少年の性に関する健全な判断能力の育成

(青少年の性に関する保護者等の責務)

第18条の3 保護者及び青少年の育成にかかわる者は、異性との交友が相互の豊かな人格の培養に資することを伝えるため並びに青少年が男女の性の特性に配慮し、安易な性行動により、自己及び他人の尊厳を傷つけ、若しくは心身の健康を損ね、調和の取れた人間形成が阻害され、又は自ら対処できない責任を負うことのないよう、慎重な行動をとることを促すため、青少年

に対する啓発及び教育に努めるとともに、これらに反する社会的風潮を改めるように努めなければならない。

2 保護者及び青少年の育成にかかわる者は、青少年のうち特に心身の変化が著しく、かつ、人格が形成途上である者に対しては、性行動について特に慎重であるよう配慮を促すように努めなければならない。

3 保護者は、青少年の性的関心の高まり、心身の変化等に十分な注意を払うとともに、青少年と性に関する対話を深めるように努めなければならない。

(青少年の性に関する都の責務)

第18条の4 都は、青少年の性に関する健全な判断能力の育成を図るため、普及啓発、教育、相談等の施策の推進に努めるものとする。

(安易な性行動を助長する情報を提供しないための自主的な取組)

第18条の5 青少年に対して情報の提供を行うことを業とする者は、青少年の安易な性行動をいたずらに助長するなど青少年の性に関する健全な成長を阻害するおそれがある情報を提供することのないよう、自主的な取組に努めなければならない。

(青少年に対する反倫理的な性交等の禁止)

第18条の6 何人も、青少年とみだらな性交又は性交類似行為を行ってはならない。

### 第3章の3 インターネット利用環境の整備

(インターネット利用に係る事業者の責務)

第18条の7 電気通信設備によるインターネット接続サービスの提供を行うことを業とする者(以下「インターネット事業者」という。)は、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある情報を取り除くためのフィルタリング(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。)の機能を有するソフトウェア(以下「青少年に有益なソフトウェア」という。)を利用したサービスを開発するとともに、利用者に提供するように努めなければならない。

2 インターネット事業者は、利用者と契約を行う際には、青少年の利用の有無を確認し、利用者に青少年が含まれる場合には、青少年に有益なソフトウェアを利用したサービスを提供している旨を告知し、その利用を勧奨するものとし、及びこれを利用することが可能であることを標準的な契約内容とするように努めなければならない。

3 インターネット事業者のために利用者と契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理(以下「媒介等」という。)を業として行う者は、利用者と契約の締結の媒介等を行う際には、青少年の利用の有無を確認し、利用者に青少年が含まれる場合には、青少年に有益なソフトウェアを利用したサービスが存在する旨を告知し、その利用を勧奨するように努めなければならない。

4 第16条第1項第4号に掲げる施設を経営する者は、青少年が当該施設に備え付けられた機器によりインターネットを利用する場合には、青少年がインターネットを適正に利用できるように、青少年に有益なソフトウェアを利用した機器の提供に努めなければならない。

(インターネット利用に係る保護者等の責務)

第18条の8 保護者は、青少年に有益なソフトウェアの利用により、青少年がインターネットを適正に利用できるように努めなければならない。

2 保護者及び青少年の育成にかかわる者は、家庭、地域その他の場において、インターネットの利用に関する健全な判断能力の育成を図るため、その利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等についての青少年に対する教育に努めなければならない。

(インターネット利用に係る都の責務)

第18条の9 都は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、普及啓発、教育等の施策の推進に努めるものとする。

### 第4章 東京都青少年健全育成審議会

(設置)

第19条 第18条の2第1項の規定に基づく知事の諮問に応じ、調査し、審議するため、東京都青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)



第20条 審議会は、次の各号に掲げる者につき、知事が任命または委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 業界に関係を有する者 3人以内
- (2) 青少年の保護者 3人以内
- (3) 学識経験を有する者 8人以内
- (4) 関係行政機関の職員 3人以内
- (5) 東京都の職員 3人以内

2 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

(委員及び専門委員の任期)

第21条 前条第1項第1号から第3号までの委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

(会長)

第22条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第23条 審議会は、知事が招集する。

(定足数及び表決数)

第24条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員（会長である委員（第22条第3項の規定により会長の職務を代理する委員を含む。）を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(小委員会)

第24条の2 会長は、審議会の定めるところにより、第8条の規定による指定に関する事項について必要があると認めるときは、第18条の2第1項の規定に基づく知事の諮問に応じて当該事項を調査し、審議するための小委員会を審議会に置くものとする。

2 小委員会は、会長（第22条第3項の規定により会長の職務を代理する委員を含む。以下この条において同じ。）及び会長が審議会の委員のうちから第20条第1項各号に掲げる区分ごとに指名する委員5人をもつて組織する。

3 小委員会に委員長を置き、会長をもつて充てる。

4 小委員会は、委員長が招集する。

5 委員長は、小委員会を代表し、会務を掌理する。

6 審議会は、その定めるところにより、小委員会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

7 第24条の規定は、小委員会の定足数及び表決数について準用する。

## 第5章 罰則

(罰則)

第24条の3 第18条の6の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第24条の4 次の各号の一に該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条の2第1項の規定に違反する行為をすることを業として行つた者
- (2) 第15条の2第2項の規定に違反した者

第25条 第18条第1項各号、同条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号から第9号まで又は同条第3項の規定による警告（同条第2項第4号に係る場合を除く。）に従わず、なお、第9条第1項、第2項若しくは第3項、第10条第1項、第11条、第13条第1項（特定がん具類に関して適用される場合に限る。）、第13条の4第1項若しくは第2項、第13条の5、第15条第1項若しくは第2項又は第15条の3の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第26条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第1項の規定に違反して、青少年に指定がん具類（特定がん具類を除く。）を販売

し、又は頒布した者

(2) 第13条の2第1項の規定に違反した者

(3) 第14条の規定による知事の措置命令に従わなかった者

(4) 第15条の2第1項の規定に違反した者（第24条の4第1号に該当する場合を除く。）

(5) 第15条の4第2項の規定に違反して、深夜に16歳未満の青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめた者

(6) 第16条第1項の規定に違反した者

第26条の2 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第13条の3第3項若しくは第4項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第17条第1項の規定による知事が指定した知事部局の職員の立入調査又は同条第2項の規定による知事が指定した知事部局の職員若しくは警視総監が指定した警察官の立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者及びこれらの項の規定による質問に対して虚偽の陳述をし、又は資料の提出の要求に応ぜず、若しくは虚偽の資料を提出した者

第27条 第18条第2項第4号又は同条第3項の規定による警告（同号に係る場合に限る。）に従わず、なお、第13条の3第5項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第28条 第9条第1項、第10条第1項、第11条、第13条第1項、第13条の2第1項、第15条第1項若しくは第2項、第15条の2第1項若しくは第2項、第15条の3、第15条の4第2項又は第16条第1項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第24条の4、第25条又は第26条第1号、第2号若しくは第4号から第6号までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

（両罰規定）

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第24条の4から第27条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

（青少年についての免責）

第30条 この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、当該青少年の違反行為については、これを適用しない。

## 第6章 雑則

（委任）

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例について必要な事項は、東京都規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

附 則（平成4年条例第19号）

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第25条から第27条までの改正規定は同年5月1日から第2条、第7条及び第9条第2項の改正規定は同年6月1日から施行する。

2 第25条から第27条までの改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成9年条例第75号）

この条例は、公布の日から起算して2月を経過した日から施行する。

附 則（平成13年条例第30号）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第9条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定及び第18条第1項の改正規定（同項第1号の次に1号を加える部分に限る。）は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日から平成13年9月30日までの間、この条例による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第25条中「第9条第1項若しくは第2項」とあるのは、「第9条第1項」と読み替えて適用するものとする。

- 3 この条例の施行の際、現に自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業としている者は、改正後の条例第13条の2第3項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売又は貸付けを開始する日の15日前」とあるのは、「平成13年7月31日」とする。

附 則（平成16年条例第43号）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 目次の改正規定（「第18条」を「第18条の2」に改める部分に限る。）、第8条第1項に1号を加える改正規定、第13条の次に1条を加える改正規定、第15条の改正規定、同条の次に3条を加える改正規定、第17条第1項第3号及び第4号の改正規定、同項に2号を加える改正規定、第18条第1項第4号の改正規定（「指定がん具類」の下に「（特定がん具類であるものに限る。）」を加える部分に限る。）、同項第7号の改正規定、同項に3号を加える改正規定、第18条の次に1条を加える改正規定、第19条の改正規定、第24条の2第1項の改正規定（「第15条第1項」を「第18条の2第1項」に改める部分に限る。）、第24条の3の改正規定（「1年」を「2年」に、「50万円」を「100万円」に改める部分に限る。）、同条の次に1条を加える改正規定、第25条の改正規定（第18条第2項第7号から第9号まで又は同条第3項の規定による警告（同条第2項第7号から第9号までに係る場合に限る。）に従わず、なお、第15条第1項若しくは第2項又は第15条の3の規定に違反した者に係る部分に限る。）、第26条の改正規定、第26条の2の改正規定、第26条の3の改正規定、第27条を削る改正規定、第28条の改正規定並びに第29条の改正規定 平成16年6月1日

(2) 第2条の改正規定、第9条第1項の次に1項を加える改正規定、同条第2項の改正規定（（自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）により図書類を販売し、又は貸し付ける場合を除く。）を削る部分に限る。）、第9条の2の改正規定、同条の次に2条を加える改正規定（第9条の3に係る部分に限る。）、第16条の改正規定、第18条に第1項として1項を加える改正規定（同項第2号に係る部分に限る。）及び第25条の改正規定（第18条第1項第2号又は同条第3項の規定による警告（同条第1項第2号に係る場合に限る。）に従わず、なお、第9条第2項の規定に違反した者に係る部分に限る。） 平成16年7月1日

(3) 第13条の3の改正規定（同条第3項を削る部分に限る。）、第13条の4の次に2条を加える改正規定（第13条の5に係る部分に限る。）、第17条第1項第2号の次に1号を加える改正規定、第18条第1項第5号の次に1号を加える改正規定及び第25条の改正規定（第18条第2項第6号又は同条第3項の規定による警告（同条第2項第6号に係る場合に限る。）に従わず、なお、第13条の5の規定に違反した者に係る部分に限る。） 東京都規則で定める日

- 2 この条例の施行の日から平成16年5月31日までの間、この条例による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例第15条第2項中「第7条」とあるのは「第7条から第7条の3まで」と、第17条第2項中「第6号」とあるのは「第4号」と、第18条第3項及び第4項中「第9号」とあるのは「第5号」と、第25条中「第13条第1項（特定がん具類に関して適用される場合に限る。）」とあるのは「第13条第1項」と、第26条の2中「第13条の2第3項」とあるのは「第13条の3第3項」と、第26条の3中「第18条第1項第5号又は同条第2項」とあるのは「第18条第2項第4号又は同条第3項」と、「第13条の2第5項」とあるのは「第13条の3第5項」と、第27条中「関係公務員」とあるのは「知事が指定した知事部局の職員の立入調査又は同条第2項の規定による知事が指定した知事部局の職員若しくは警視總監が指定した警察官」と、「同項」とあるのは「これらの項」とする。

- 3 この条例の施行の日から附則第1項第3号に規定する日の前日までの間、この条例による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例第13条の6中「前条に規定する自動販売機等」とあるのは「表示図書類若しくは青少年に対し性的感情を刺激し、残虐性を助長し、若しくは自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあり、第8条第1項第1号の東京都規則で定める基準に準ずる内容の図書類（指定図書類を除く。）又は特定がん具類（指定がん具類を除く。）を収納している自動販売機等」と、第13条の7中「前四条」とあるのは「第13条の3、第13条の4及び前条」と、第25条中「同条第3項」とあるのは「東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例（平成16年東京都条例第43号）附則第2項及び第5項においてそれぞれ読み替えて適用される第18条第3項」とする。

- 4 平成16年6月1日から同月30日までの間、附則第1項第1号の規定の施行による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例第16条第1項中「深夜（午後11時から翌日午前4時までの時間をいう。以下同じ。）」とあるのは「深夜」と、第17条第2項第6号中「前条第1項第2号から第4号までに掲げる施設を経営する者」とあるのは「ボーリング場等経営者」とする。
- 5 平成16年6月1日から附則第1項第3号に規定する日の前日までの間、同項第1号の規定による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例第18条第3項中「及び前項第1号から第9号まで」とあるのは「並びに前項第1号から第5号まで及び第7号から第9号まで」と、同条第4項中「及び第2項第1号から第9号まで」とあるのは「並びに第2項第1号から第5号まで及び第7号から第9号まで」とする。
- 6 この条例（第1項ただし書の規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附 則（平成17年条例第25号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 目次の改正規定（「第4条の2」を「第4条の3」に改める部分に限る。）、第4条の2の改正規定、第4条の次に1条を加える改正規定、第15条の改正規定、第18条の3の改正規定、第18条の4の次に2条及び1章を加える改正規定（第18条の5及び第18条の6に係る部分に限る。）並びに第24条の3の改正規定 平成17年6月1日
  - (2) 第18条の4の次に2条及び1章を加える改正規定（第18条の7及び第18条の8に係る部分に限る。） 平成17年10月1日
- 2 この条例の施行の日から平成17年5月31日までの間、この条例による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例目次中「第18条の3－第18条の6」とあるのは「第18条の3・第18条の4」とする。
- 3 この条例の施行の日から平成17年9月30日までの間、この条例による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例目次中「第18条の7－第18条の9」とあるのは「第18条の9」とする。
- 4 第1項第1号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年条例第9号）

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

# 小平市青少年問題協議会条例

昭和 36 年条例第 7 号

改正 昭和 63 年条例第 25 号 平成 12 年条例第 10 号

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）第 1 条の規定に基づき、市長の附属機関として小平市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、会長及び委員 15 人以内で組織する。

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 小平市議会の議員 2 人
- (2) 学識経験がある者 9 人以内
- (3) 関係行政機関の職員 4 人以内

2 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

ただし、再任を妨げない。

(会長)

第 4 条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(事務局)

第 6 条 協議会の事務を処理させるため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に所要の職員を置く。

3 事務局の職員は、会長の命を受けて、局務を整理する。

(その他の規定)

第 7 条 前各条に定めるものを除くほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会の意見をきき定める。

第 8 条 この条例に定めるものを除くほか、協議会に必要な事項は市長が別に定める。

附 則（昭和 36 年 3 月 23 日・昭和 36 年条例第 7 号）

この条例は、昭和 36 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 27 日・昭和 63 年条例第 25 号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 28 日・平成 12 年条例第 10 号）

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

## 小平市青少年問題協議会委員名簿

(任期：平成21年3月31日まで)

役職名	氏 名	選出区分
会 長	小 林 正 則	市 長
委 員	佐 野 郁 夫	市 議 会 議 員
委 員	津 本 裕 子	市 議 会 議 員
委 員	阪 本 伸 一	学 識 経 験 者 (小平第十五小学校長)
委 員	牧 野 英 彦	学 識 経 験 者 (小平第六中学校長)
委 員	梅 垣 照 美	学 識 経 験 者 (都立小平南高等学校長)
委 員	田 中 信 明	学 識 経 験 者 (青 少 年 委 員)
委 員	森 井 良 子	学 識 経 験 者 (青 少 対 関 係)
委 員	中 尾 峰 子	学 識 経 験 者 (中学校 P T A 連 合 会)
委 員	前 田 和 宏	学 識 経 験 者 (保 護 司)
委 員	八 尋 惠 津 子	学 識 経 験 者 (民 生 ・ 児 童 委 員)
委 員	谷 口 雄 磨	学 識 経 験 者 (指 導 主 事)
委 員	松 沢 雄 一	関 係 行 政 機 関 (東京都小平児童相談所長)
委 員	窪 田 善 一 郎	関 係 行 政 機 関 (小平警察署生活安全課長)
委 員	根 本 弘	関 係 行 政 機 関 (多摩小平保健所生活環境安全課長)
委 員	坂 井 康 宣	関 係 行 政 機 関 (小平市教育委員会教育長)

(順不同 敬称略)

# 小平市青少年対策関係機関連絡会議要綱

昭和54年4月1日制定

改正 平成元年7月1日 平成4年7月1日 平成5年5月1日  
平成6年6月1日 平成11年4月1日 平成14年4月1日  
平成16年4月1日 平成17年4月1日

(目的及び名称)

第1 小平市における青少年をとりまく社会環境の整備及び浄化並びに青少年の健全育成を効果的に推進するため、青少年対策の関係諸機関の連絡・調整を図ることを目的とし、小平市青少年対策関係機関連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(構成)

第2 連絡会議は、次に掲げる職にある者及び団体の参加者（原則として、各機関とも1人又は2人の代表参加とする。）をもって構成する。

- (1) 小平市青少年問題協議会
- (2) 小平市青少年対策地区委員会代表者協議会
- (3) 小平市社会教育委員
- (4) 小平市青少年委員
- (5) 小平市体育指導委員
- (6) 小平市民生委員・児童委員協議会
- (7) 小平市保護司会
- (8) 小平市子ども会育成者連絡協議会
- (9) 小平市立小学校PTA連合会
- (10) 小平市立中学校PTA連合会
- (11) 小平市立小・中学校生活指導主任会
- (12) 小平市教育委員会指導主事
- (13) 東京都小平児童相談所
- (14) 小平警察署
- (15) 小平市の関係部課長

2 前項各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める場合は、他の青少年対策の関係諸機関又は個人を参加させることができる。

(会議の開催)

第3 連絡会議は、市長が必要と認める場合又は第2第1項各号に掲げる機関が議題を明示して、開催の申出をした場合に開催するものとする。



(会議の運営)

第4 連絡会議は、構成員の互選により座長を選任する。

2 座長は、連絡会議の議事一般を総括するものとする。

(事務局)

第5 連絡会議の処務は、小平市次世代育成部青少年男女平等課が所掌する。

(その他)

第6 この要綱に定めのない事項については、市長が連絡会議に諮って決めるものとする。

(適用期日)

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

# 小平市青少年センター運営等協議会設置要綱

平成15年7月1日制定

改正 平成17年4月1日 平成17年9月1日 平成19年4月1日

(設置)

第1 小平市青少年センター（以下「センター」という。）の円滑な運営及び小平市青少年育成プランの推進を図るため、小平市青少年センター運営等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) センターの運営に関すること。
- (2) 小平市青少年育成プランの推進及び見直しに関すること。
- (3) 青少年の健全育成に関すること。

(構成)

第3 協議会は、センターの行う事業の趣旨を理解し、及び青少年活動に知識経験を有する者のうち、市長が依頼する委員10人以内をもって構成する。

2 委員のうち4人以内は、市民のうちから一般公募により選任する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を主宰する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6 協議会は、会長が招集する。

(会議の公開)

第7 会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるときは、協議会の議により非公開とすることができる。

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開について必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第8 会長は、必要に応じて所掌事項に関係がある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9 協議会の庶務は、次世代育成部青少年男女平等課において処理する。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

## 小平市青少年センター運営等協議会委員名簿

(任期：平成21年3月31日まで)

	氏 名	所 属 団 体 等
会 長	鳴 海 多恵子	大学教授
副会長	柏 谷 茂 里	保護司
委 員	内 堀 祐 夫	青少年委員会
委 員	嘉 義 光 雄	青少年リーダー養成講座準指導者
委 員	佐 藤 秀 夫	市民委員
委 員	篠 原 忠 英	市民委員
委 員	須 藤 敬 子	子ども会育成者連絡協議会
委 員	高 橋 雅 子	市民委員
委 員	望 月 初 実	市民委員
委 員	森 井 良 子	青少年対策地区委員会代表者協議会

(敬称略・五十音順)

## 「第2次小平市青少年育成プラン」策定経過

開催日等	内 容
平成19年5月1日	第1回小平市青少年センター運営等協議会 ・小平市青少年育成プラン改定に当たっての基本方針等の説明
平成19年5月28日	第2回小平市青少年センター運営等協議会 ・小平市青少年育成プランの体系の検討
平成19年7月26日	第3回小平市青少年センター運営等協議会 ・小平市青少年育成プランの体系の検討
平成19年9月18日	第4回小平市青少年センター運営等協議会 ・小平市青少年育成プランに対する提言についての検討
平成19年10月31日	小平市青少年センター運営等協議会より提言
平成19年11月15日	第5回小平市青少年センター運営等協議会 ・小平市青少年育成プラン(素案)の検討
平成19年11月16日	関係各課との調整会議
平成19年11月26日 ～12月10日	庁内全課に小平市青少年育成プラン(素案)の内容調整
平成19年12月12日	小平市青少年育成プラン(素案)庁議付議
平成19年12月20日 ～平成20年1月10日	小平市青少年育成プラン(素案)についての意見募集 (市報・市ホームページにて)
平成20年1月22日	第6回小平市青少年センター運営等協議会 ・小平市青少年育成プラン(案)の検討
平成20年1月30日	小平市青少年育成プラン(案)庁議付議
平成20年3月末	第2次小平市青少年育成プラン発行



## 第2次小平市青少年育成プラン

平成20年3月発行

編集・発行 小平市次世代育成部青少年男女平等課  
〒187-8701

東京都小平市小川町2丁目1333番地

電話 042-346-9618

電子メール [byodo@city.kodaira.lg.jp](mailto:byodo@city.kodaira.lg.jp)

価格 280円